料

シンポジウム 「内密出産の現状と課題

―子どもの出自を知る権利を中心に―」

熊本大学法学部

奈良大学文学部

大日方

信

春

田 谷 晃 文

雄

床

熊本県立大学総合管理学部 ゆりかご当事者

熊本大学文学部

Tob i

a S

В

a u e

熊本県弁護士会弁護士

村

宮

津

航

彩

梅

澤

熊本大学法学部

みなさま、最後までどうぞよろしくお願いいたします。それで の法学部および大学院にて、民法・家族法を教えております。 司会およびコーディネーターを務めます梅澤と申します。 参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は、 ジウムを開始したいと思います。本日は、 梅澤:みなさま、こんにちは。時間になりましたので、 産の現状と課題―子どもの出自を知る権利を中心に―」にご シンポジウム「内密 本学法学部長の大日 シンポ 義深いことだと考えております。お忙しいなかご出席いただい されまた実務に携われてきた方、そして何よりも当事者の方を 所在する熊本市にある本学で、親の側からについては匿名での 議論が展開されております。こうした状況のなかで、 お呼びして学術的に検討する機会を設けられたことは、誠に意 からは出自を知る権利の主張について、これまで専門的に研究 出 0) [産および匿名での新生児預け入れの問題、そして、 「出自を知る権利」についても、本年はあちこちで積極的 子の視点 同病院が

主催、 ありがとうございます。研究部および法学部を代表いたしまし 課題―子どもの出自を知る権利を中心に―」にご参加いただき 忙しいところ、熊本大学大学院人文社会科学研究部(法学系 **大日方:熊本大学法学部長の大日方でございます。本日は、** 熊本大学法学部共催のシンポジウム「内密出産の現状と お

は、シンポジウムの開催に当たりまして、

方先生から一言ご挨拶をお願い致します。

うのとりのゆりかご」との名称が用いられていますが)この運 子どもを匿名で預かる「赤ちゃんポスト」(慈恵病院では「こ も取り上げられております。また、 二月の国内初となる実施例を発表して以来、多くのメディアで る「内密出産」については、熊本市の慈恵病院が二〇二一年十 母親が自分の身元を限られた関係者だけに明かして出産をす 一言、ご挨拶申し上げます。 同病院が親が育てられない

用を二○○七年に始めてから十五年経ったとのことで、子ども

たパネラーの方々に御礼申し上げます。 さて、熊本大学法学部は、昨年、法学部附属地域の法と公共

ている、 児預け入れという問題は、すでに全国のどこででも問題となっ 得る問題が、熊本の地で生じているからです。昨年のちょうど 学」という研究手法の確立を目指しております。それは、 げて、専門分野横断的な視点から分析するという「実践社会科 生しております。本日のテーマである内密出産や匿名での新生 実習生の問題を取り上げております。これもたまたま熊本で発 高裁で無罪判決を得た元実習生の裁判の状況を含め外国人技能 今頃に実施したシンポジウムでは、死体遺棄罪に問われ後に最 セン病差別問題や水俣病の問題など、全国のどこででも起こり ク」と名づけたこのセンターでは、熊本で生じている、けれど 政策教育研究センターを設置しております。愛称を「エルペル 実際には日本全国のどこにでも生じ得る社会問題を取り上 またなり得る事柄だと思われます。こうした問題に大

は設置されました。 学として組織 なかで学生諸君とともに検討していくために、 的に注目し、そのことを学部および大学院の教育 先のセンター

本日のシンポジウムでは内密出産および出自を知る権利につ

をお誓いして、シンポジウム開催に当たっての主催者を代表し いて、さまざまな角度から論点整理がなされると思われます。 てのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいた た、その成果は熊本大学法学部・大学院での教育に生かすこと 本シンポジウムの議論が有意義なものとなることを祈念し、

ご報告をいただきます。 きたいと思います。シンポジウムの前半では、 梅澤:大日方先生、ありがとうございました。それでは、 ポジウムでご登壇いただく先生方のご紹介に移らせていただ 四名の先生方に 本シ

とりの ろから、ドイツのベビークラッペおよび内密出産制度について について多数のご業績がおありです。 す。養子・里子・生殖補助医療等血のつながらない親子の問題 学文学部教授でいらっしゃいまして、 研究を継続なさっています。 まず、第一報告者として、床谷文雄先生です。 ゆりかご」と内密出産の展開およびその展望について、 本シンポジウムでは、「こうの 二〇〇〇年代の初めのこ 民法・家族法がご専門で 先生は奈良大

お

話いただきます。

ウムでは、「こうのとりのゆりかご」と内密出産をめぐる行 親制度の普及啓発や里親支援を行うフォスタリング機関 育行政審議会委員等たくさんの場面でご活躍中です。 たします。 および法教育委員会の委員、熊本市児童相談所顧問、 対応についてお話いただきます。 会」に設立時から参画されていらっしゃいます。本シンポジ 続く第二報告としまして、村田晃一先生にご報告をお願 村田先生は、熊本県弁護士会の子どもの人権委員 また、 熊本市 優里 里

の

0

第三報告は、トビアス・バウアー先生です。

先生は本学の人

例を参照しながら、課題等についてもお話いただきます。 の法制度に係る調査研究の委員等も務められておられます。 年度には、厚生労働省の委託により、 出産に関する多数のご業績があるほか、二〇一八年・二〇一九 シンポジウムでは、内密出産の歴史と現状について、ドイ 生命倫理学がご専門です。ドイツのベビークラッペおよび内密 文社会科学研究部の教授でいらっしゃいます。 内密出産等に関する海外 ドイツ文化論 ツの

実名で、 子縁組をされました。ご自身の大学入学を機に、全国で初 後、 者活動を開始されています。 のとりのゆりかご」の開設初日に、三歳で預け入れられたゆり かごの当事者でいらっしゃいます。 最後のご報告者は、 里親家庭に引き取られ、 ゆりかごに預け入れられた生い立ちを公表され、 宮津航一先生です。 高校二年生の時に、 本シンポジウムでは、 ゆりかごに預け入れられた 宮津さんは、 里親と普通 ゆりかごに

料

資

と思います。床谷先生、ご報告をお願いいたします。 話いただきます。それでは、第一報告に移らせていただきたい 預け入れられた当事者として考える出自を知る権利についてお

囲で話をする予定です。それでは、始めさせていただきます。 ます。フランスについてもドイツとの対照で若干参考になる範 ころで、詳しい報告がありますので、ごくかいつまんで話をし ていますが、この中で四番のドイツの話は、バウアー先生のと せていただきます。【スライド二】流れとしてはこのようになっ のものを追加しておりますが、それについては口頭で補足をさ 料とここに映しておりますスライドは基本的に同じです。若干 でとこれからについてお話をさせていただきます。お手元の資 こうのとりのゆりかごと内密出産について展開と展望、これま の床谷と申します。これから二五分間くらい時間をいただいて、 **床谷:みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました奈良大学** 【スライド三】まず、この問題の発端といいますか、 スター

が次の第二から第四の三つになります。

とが問題となります。思いがけない妊娠によって、苦境に陥っ 陥っている母がいて、妊婦さんがいて、その胎内にいるお子さ トになる問題意識として、思いがけない妊娠によって、 た母親が採りうる、選択する方法として、ここでは四つの類型 あるいは行政とか、あるいは人々と関わりがあるか、というこ ないで、その後を過ごすか、そこにどういうふうに法とか司法、 んがいて、その母と子がどういうふうに生まれ、あるいは生ま 苦境に

に分けております。

殺しということではなく、子どもを生かす方向での道というの 絶に関する法律として母体保護法があります。その法律に基づ な話もありますけれども、こうした子の遺棄とか、子捨て、子 イレとか、一時期話題になったコインロッカーベイビーのよう ムに置き去りにするとかですね、そういうのもあるし、公衆ト た後に、子どもを捨てる、昔であれば、お寺に預ける、駅のホー 態になってからのことが今日の主題になります。密かに出 いて、中絶をするということがありますが、それができない状 第一には、産まないという選択です。日本では、人工妊

託すべき人に託すということです。 セーフヘイブンという方法もありますが、そういうような形で 場合やドイツのベビークラッペの形、あるいはアメリカでは、 もらうということがあります。これはこうのとりのゆりかごの ます。それから、安全な受入場所に子どもを託す、引き受けて 出生届ということで、養子縁組は成立しませんし、実子にもな 上からの養子」といわれているものですが、法学的には虚偽の 手の子どもとして養育してもらうということ、いわゆる「藁の のとして、他人の子どもとして出生届をして、そこの引き受け 他人に託すということです。その中でも昔から行われているも らないという非常に不安定な地位に置かれるというものがあり 第二の選択は、密かに子を産み、自分が育てられないので、

現在では、

必要とされているものです。

に託すという方法で、これが匿名出産と内密出産という二つの うのが、その次の身元を伏せたまま病院で出産して、その病院 これらは生まれた子どもを託すということですが、 親のケアも含めて、 出産のところできちんとやろうとい 生まれる

言葉で示されるものになります。

の他の養子縁組斡旋機関が関わって、支援をするということが 定しているルートになります。そこでは、 か、養子縁組をして、他の親に育ててもらうか、 です。現在の民法では、実子として、自分の子として養育する 第三に、出生届をした後に正規に養子縁組をするという選択 児童相談所とか、 というの が想

ŋ

と思いますけれども、ここに行かないというものが問題となり は母子サービスということで厚労省が力を入れつつあるもの 育をすることができるように支援を受けるということ、これ 第四に、産んだ母が自身で育てるという選択で、 安心な形で

制 それを法的に保障するのがフランスですけれども、 これは丸っきり身元を明らかにしないで出産するものですが われている用語ですけれども、これとそれから匿名出産という、 うのは、今申し上げた中で、ベビークラッペというドイツで使 とになります。【スライド四】赤ちゃんを他人に託す手段とい 度があります。そして、三番目にドイツの法制度になってい こうしたものの中で、 今日のテーマは、 第二の b そのような のというこ

0)

名引渡しは、生まれた後の子どもを直接引き渡すというもので、 のものを法制度として保障するという、そういうものです。 の公表、その人にだけ身元を明らかにするという、そういう形 る内密出産というのがあります。 (safe haven laws) これは特定の人に対する身元

して、 としては、 すが、概略をおさらいしておきたいと思います。【スライド六】 を養育できない母と子を救うために預け入れる場所を提供する 慈恵病院におけるこうのとりのゆりかごという取り組みの狙 は公表されていますので、十分知られているところではありま して行っているわけですが、そうしたものが、どうなってきて ドイツ他の国が行っているベビークラッペ等の方法をモデルに にとっての最後の拠り所として考えられています。ヨーロッパ、 アメリカのセーフへイブンロー いるかということです。熊本市の検証会議等でですね、データ ^かごと内密出産というのが究極の選択を迫られた母子(母 【スライド五】さて、ここからが本題です。こうのとりのゆ 特に慈恵病院は、ハンブルクの団体の取り組みを参考に 危機的な妊娠・出産の状況にある、 生まれた子ども

ですが、そのうえで、警察に対してはいわゆる戸籍法上の棄児 康チェックをし、これは子どもの安全性を確保するということ というものです。この子どもたちは、預けられた後、どうなる かということも報告書に示されておりますが、 また、 時保護の措置がとら 児童相談所に要保護 医師による健 (熊本法学159号 '23)

児童として通告をする、そして、

ですが、

棄児の発見の申告をする。

るということもあり、こういう形になっていく子どもが多いと ンシーの保障ということで、特別養子縁組に力を入れられてい 家庭での養育をする。これは厚労省の方針でもあり、パーマネ 親といったところから、最終的には特別養子縁組を成立させて、 という結果が出されています。そして、お子さんは、施設や里 け入れに来た人の身元、そういったものが八割方判明している する接触の試みや社会調査で分かるということで、これまで預 社会調査が行われる、あるいは病院から預け入れに来た者に対 定着したということです。

いうことです。

【スライド七】検証会議の報告書が、何年かごとに出ており、 【スライド七】検証会議の報告書が、何年かごとに出ており、 は、これまで二○○七年の五月から十六年間で一七○人という預け これまで二○○七年度は、五月の途中から始まりましたのですが、一昨年が二人で、昨年が九人という数字が発表されています。二○○七年度は、五月の途中から始まりましたので、一年間にすると、二○○八年度の二五人とほとんど同じとで、一年間にすると、二○○八年度の二五人とほとんど同じということになります。これが、この十六、十七年間の流れということになります。これが、この十六、十七年間の流れということになります。これが、この十六、十七年間の流れということになります。これが、この十六、十七年間の流れということになります。これが、この十六、十七年間の流れということになります。これが、この十六、十七年間の流れということになります。これが、この十六、十七年間の流れということになります。

いか、という指摘もありますし、出産前後のケアが十分ではな立出産、あるいは危険を伴う移動の方向に向かわせるのではなーゆりかごに対しては、問題点として、逆に自宅出産とか、孤

されてから、ほば一〇年が経過するという状況ですが、だいぶ出産に関する法律を施行しているわけで、こういう枠組みが示ます。【スライド八】ドイツは、そうした批判を受けて、内密子どもの出自を知る権利の侵害ではないか、という指摘がありいのではないか、ということも指摘されています。当然ながら、いのではないか、ということも指摘されています。当然ながら、

慈恵病院は、ゆりかごの事業は、それとして、それでは賄え

ということはまだこれからのことであります。 になるか、今後ニーズがどう増えていくか、これまでに預けら こうした動きに対して、国とかがどう取り組むか注目されてい をする、これで完全ではないとは分かってはいるとは思います ります。また、子の出自を知る権利については、最低限の保障 枠組みを提供することで、事前の相談等を含めたものが広く用 名といいますか、出産をした事実を伏せることができるという ない需要に応じるために、やはりドイツをモデルにして、新し れた子どもたち、出産をされた母親たちがどうなっていくか たわけですが、これまでの九人という実績が今後どういうふう が、最小限度の保障をするということであろうかと思います 意できるようにする、ということを考えているということであ の受入れの表明をし、現実にこれまで九例が公表されています。 いということで、できるだけ事前に相談できる、ある程度、居 【スライド九】狙いとしては、ゆりかごだけでは十分に賄えな い救済方法ということで、二〇一九年の十二月から、内密出産

管するという形になっています。 ですが、内密出産は、 内密出産というのは、 ていますが、昨年の九月に法務省、 利についても、まだまだ最小限度の手当しかできていません。 院の中で対応しきれるかということであります。 けです。しかし、常に出産にはリスクがあるので、それを一病 ている例で、かなり心配された例も含めてですけど、 くなるまでの間、 う部分と共通の部分があります。 関によって違うと思いますが、慈恵病院の場合は、 るということで、これがどういう人になるかは、 ております。匿名出産とは、全く名前を明かさないということ ラインを示しました。これが話題になり、各関係機関に働きか 以上に良くないことにはならずにお子さんを出産されているわ 産のリスクというものについても、これまでは安全に出産され ていくか、ということが大きな問題となろうかと思います。 証明書で確認します。ただ、真実性とか継続性、 元を一応確認することになっていて、学生証や保険証等の身分 長ということで、身元を聞いて、そこで情報を保持する、 がされるということで、 【スライド一一】内密出産の経過については、このようになっ あるいはそれ以降の間、 特定の人に対しては、 匿名出産とは一応区別して私たちは考え 進められています。【スライド一二】 内密出産の場合は、 さまざまな診療関係の記録に 厚生労働省が連名でガイド その身元がつなが 身元を明らかにす 受け入れ 子どもが大き 出自を知る権 新生児相談 特段それ 母親の身 の機 出 っ

> くれば、大きな経営上の問題になってくるだろうと心配され 院が負担すると聞いていますが、なかなかこれは件数が増えて います。 いては、 仮名で残していくということで、費用につい ては病

【スライド一○】ゆりかごの場合と、

内密出産の場合で、

違

0

すが、そうしたものを整理して、まとめて出したという、 係機関に対して、どういう取り扱いをするかということを明ら 産の利点を説明して、 療機関に対しては、内密出産を希望する母親に対し、 法務省に問い合わせをして、それに対する回答があったわけで になります。昨年の九月の末に出たガイドラインですが、 を職権で作るという方法が解決方法として取られたということ と役所との関係で、検討していたわけですが、 どうするかというのが大きな争点でした。これについて、ずっ 核的なところですので、この核心的な部分を出生届の いが望ましいといったこと、情報の共有ということを求めて いう性格のガイドラインになっています。【スライド一三】医 かにしたものということになります。従来の取扱い、 内密出産の場合は、 できる限り説得をする。 母親の名前を明かさないというところが 最終的に出 行政機関の立 厚労省や 通常の出 場面で そう 生

例えば、子どもが成人になるまでとかだけでは不足だというこ 5 られているということで、身元情報は子どもが何歳になってか 、求めるかということは個人差がありますので、 身元情報の管理についての規定のつくりも、 医療機関に委ね 最小限度の

ます。

ています。

は保管するという趣旨で永年ということが言われたのだと考え

問題を解決する、あるいはきちんとした形ができるまでは記録という問題は、最近あちこちでありますけれども、少なくとも、な記録を一定の期間が過ぎたから、自動的に廃棄してしまったな記録を一定の期間が過ぎたから、自動的に廃棄してしまったとで、永年ということになっています。この永年というのが、とで、永年ということになっています。この永年というのが、

改正も有利に作用するのではないかと考えます。
出自情報の開示等についても、規定を設けるという形で行う、出自情報の開示等についても、規定を設けるということがあり、それに必要な情報を関係各所に伝達するということがあり、それに必要な情報を関係各所に伝達するということがあり、それに必要な情報を関係各所に伝達するということがあり、それに必要な情報を関係各所に伝達するということがあり、それに必要な情報を関係各所に伝達するということがあり、それに必要な情報を関係各所に伝達するというにで行う、という形で行う、出自情報の開示等についても、規定を設けるという形で行う、出自情報の開示等についても、規定を設けるという形で行う、出自情報の開示等についても、規定を設けるという形で行う、出自情報の開示等についても、規定を設けるという形で行う、

児という言葉はあまり適切ではない(ゆりかごも棄児というのごの場合は棄児扱いということでしたが、内密出産の場合、棄が、基本的には職権でできるということです。従来からゆりかいけないということでありますけれども、戸籍の作成というの市区町村長は、内密出産に関するデータを子に提供しないと

ができなくなって、閉じるという事態とか、あるいは個々の出

なくなるような事態が生じる、そういった医療機関が受け入れ

という、こういう戸籍法上のルートを利用したということです。で、そういう届出を出さない人に対して催告後に、職権で作るるという形になっていましたが、内密出産では出生届がないのるという形になっていましたが、内密出産では出生届がないのはあまり適切ではないと考えますけども)。これまで棄児扱いはあまり適切ではないと考えますけども)。これまで棄児扱い

幅広く、個人を特定するだけではなくて、内密出産を選んだ事 ということになりますけども、ガイドラインでは、できるだけ もの出生、性別、関係した医師の名前とかですね、そういう特 相談所を通じて施設とか里親さんに伝えるということで、 どもに説明できる範囲のものを医療機関から児童相談所、 子どもに対しては、説明をしないといけないということで、子 その辺をよく考えるというようなことの説明を求めています。 母親に対して、どういう情報を残すべきか、残したくないのか、 では、こういう権利が子どもにはあるということを前提にして すようにしていくということも方向性として、示されています。 のつながりを感じることができるものとか、そういうものも残 情とか、あるいは子どもに対する思いとか、将来子どもが親と 定情報を伝えていくということになっています。何を残すかと 【スライド一六】特定の医療機関の中で、身元情報を管理でき いうことは、まだ、今後に残された規定のなかで、どうするか 【スライド一五】出自を知る権利については、ガイドライン

インには示されておりました。 秘匿ができないことを十分に説明するといったこともガイドラ との連係が必要になるような場合とか、そうした場合に身元の 産の段階で、 高度な対応を必要とするような場合に、 他の )病院

ついて、 に対する経済的なバックアップとか、 だきたいと思いますけれども、 ます。ドイツ法については、バウアー先生の報告をお聞きいた り方もある程度参考にはなっておりますが、 利も保障されているということで、 いう形になっています。 親子関係は消滅しますけれども、その後のことも含めて、 ですが、ドイツの養子縁組は、日本でいう特別養子型ですので、 れています。【スライド一八】また、子は養子縁組に行くわけ 談所や養子縁組斡旋機関が関与をして、子どもを支援すると ます。そのために、費用が、 【スライド一七】こうしたことは、 国の機関がちゃんと保管する、 【スライド一九・二〇】出自を知る権 基本的に法制度として存在して お金の面ですね、 内密出産への動きがありま それから関連のデータに ドイツとかフランス 管理することが決めら かなり違いが 対応する組織 ねり 0 ゃ

上はそうなっているのですが、判例によって、分娩主義に変わっ どもについて、 けて、フランス法が母法ともいわれていますが、特に婚外の子 遅うところは、日本の民法は、フランス民法に大きく影響を受 【スライド二一】フランスの場合はですね、 認知主義をフランスは採っており、 日 本とちょっと 日本も条文

利

とを明確にしている場合には、国の後見を受ける子どもとして、 きるという形のものになっています。それを法的に民法の 機関を設けて、身元情報に関するアクセスとか調整とかいった くという形になります。【スライド二二】フランスでは、 認めているということがあり、子に関わりをもたないというこ せて出産することを認める、 ています。 フランス法では完全養子といいますけども、養子縁組の方に行 フランスの場合は、 認知しないということが法的にで 出産した女性が自分の名前 国の

ようなことも扱うようになっています。

【スライド二三~二六】こうした海外の経験を踏まえて、

日

うかと思います。 ら受け入れるというわけにはおそらくいかないと思います。 籍法の改正とかですね、養子縁組の手続の運用、 に広げるほかないと思います。 る病院、 れだけの準備を、それぞれの病院があらかじめしておくのはな れは無理ですという形におそらくなるのだろうと思います。 があるから、どこの病院でも飛び込みで内密出産希望者が来た 実践を整理したにすぎないわけですけども、このガイドライン ります。【スライド二七】ガイドラインはですね、 本では、まだまだ法的に解決すべき課題というのがたくさんあ かなか期待薄であると思いますので、今後も慈恵病院や関係す このより明確な取扱方法といったことを決めていく必要があろ あるいは助言を受け、協力関係にあるところから、 その過程で、 出 出自を知る権 従来の対応

うも、ありがとうございました。以上で、私の報告は終わらせていただきたいと思います。

سلح

いたします。 生のご報告に移りたいと思います。村田先生、よろしくお願い梅澤:床谷先生、ありがとうございました。それでは、村田先

村田:みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました弁護士の付ださい。

私に与えられたテーマは、「こうと思います。【スライド二】 さんと一緒におさらいしていこうと思います。【スライド二】 きているものですから、行政の動きについてまとめて報告して され、ということでこのテーマを頂きました。 くれ、ということでこのテーマを頂きました。 なれ、というとでこのテーマを頂きました。

第一期が、こうのとりのゆりかごの開設までです。慈恵病院が

に許可を申請した。ここからがスタートだったんです。

と思います。
と思います。
と思います。
に第二期として、ゆりかごが実際に運用を開始してからの時期、実際もりがまっているわけですけど。この三期に分けて考えてみようが出まっているわけですけど。この三期に分けて考えてみようが出まっているかに、開設に至るまでの時期。次に第二期と構想を打ち出してから、開設に至るまでの時期。次に第二期と

院の建物の変更をやろうとしたわけです。そのために、 病院は、建てるときにもちろん許可取ったんですけど、新たに ざっくり言うと病院を経営する人は、建物の構造とか間取りが ればならないという規定になっています。興味のある方は原文 者が建物の構造を変更しようとするときには、許可を受けなけ 二項によるものなんですけど、【スライド四】病院を開設した ら行政との関りが始まるわけです。ここがおもしろいですね。 設置に伴う病院施設の変更につき許可を申請しました。ここか して、二〇〇六年十二月一五日、慈恵病院が熊本市にゆりかご あって、相談室があって、そういう施設を作りたい、つまり病 ゆりかご施設を作りたい、扉が開くようにして、中に保育器が かじめ届けて許可を得ないといけないことになっていて、慈恵 どうなっているのか、機能がどうなっているのか、これをあら に当たってみてください。とても読みづらい法律なんですけど、 病院施設の変更の許可申請だったんです。これが医療法の七条 慈恵病院がこうのとりのゆりかご設置計画を発表しました。そ 【スライド三】まず第一期ですが、二○○六年十一月九日に

るんじゃないか、特にこの五点について大丈夫かということを

生懸命に議論して、国や県にも問い合わせたりしてました。

は自分の親に育てられる権利があるという、この条約に違反す たるんじゃないか、それから児童の権利に関する条約、 妊娠の届出義務に違反するんじゃないかとか、それから、 待に当たるんじゃないかという点、それから、母子保健法上の いといけない、それから四番目、 関係法令に違反しないかについて、 【スライド七】特に、この五つの点、児童虐待防止法の児童虐 親族の扶養義務に違反するんじゃないか、親は子を扶養しな 熊本市は慌てまして、庁内に連絡会議を設けて、 刑法の保護責任者遺棄罪に当 国や県と協議を始めました。 ゆりかごが 子ども

さりOKを出しづらいですよね。それで、これは行けるかどう が中身を聞くと、やろうとしていることが、こうのとりの かということで、てんやわんやの騒ぎになったという流れです かごだったものですから、単なる建物の変更ということで、 を許可していいかというのがそもそもの問題でした。ところ さっきも言った通り、医療法上の許可をしていいか建物の変 あっ ゆり

ました。熊本市は文書で回答を出してくれませんかと何回も頼 んだんですけど、結局、 は二○○七年二月二二日、ただちに違法とはいえないと回答し きました。なかなか反応は悪かったんですが、 熊本市長は、わざわざ厚生労働省を訪問してまで、 口頭の返事だけで文書は最後まで出し やっと、 協議に行 厚労省

ませんでしたね

りのゆりかご運営がスタートしました。 けるのは異例です。そうして二○○七年五月一○日、こうのと う三条件を付しました。医療法上の許可を下すのに、条件を付 三つ目、公的相談機関との連携をちゃんと図ってくださいとい 保してください、二つ目が、 はその変更は認めましょうという許可をしましたが、この許 更の許可をしないこととする合理的な理由がないと、 の時に三つの条件を付けました。一つ目が、子どもの安全を確 市が慈恵病院に病院施設の変更を許可しました。医療法上の変 【スライド一〇】これを受けて、二〇〇七年四 相談機能の強化をしてください 月五 医療法上 H 熊

前に道路があって普通に車が走ってるんですよね。そして、 現地に行ったことあられますかね、この図のように慈恵病院 う許可申請を出して、許可が下りて、ここに作ったんですけど、 どり着くわけです。これが開設時のゆりかごでした。 ていくんです。この奥の方に見えますかね、このゆりかごにた す。【スライド一二】これが開設時のゆりかごです。 ます。その先にゆりかごがあるんですけど、その写真がこれで のところに、こうのとりのゆりかごを作っていいですか、 へたどり着く手前は、 東門というところから入っていくと、右手に植木が並んで もう一回戻りますね、【スライド一一】この建物の 右側に植木が並んでいて、 さっきの図面の通りですね この脇を赤ちゃん抱えて入っ 【スライドー ゆりかご あの 右

0

たという動きがありました。て、二四時間体制をとって、妊娠などの悩み専用電話を設置して、二四時間体制をとって、妊娠などの悩み専用電話を設置し

現在のゆりかごはこうなってます。【スライド一四】ちょっ現在のゆりかごはこうなっておす。【スライド一四】 ちょっ 現在のゆりかごはこうなっておす。 【スライド 一五】 これが新しい地図で、もともと本館という上のものしか一五】 これが新しい地図で、もともと本館という上のものしかったんですが、道路を挟んで反対側にマリア館を新しく建なかったんですが、道路を挟んで反対側にマリア館を新しく建なかったんですが、道路を挟んで反対側にマリア館を新しく建なかったんですが、道路を挟んで反対側にマリア館を新しています。 【スライド一四】 ちょっの動きです。

運用を開始してからどうなったか。【スライド一六】まず、運用を開始してからどうなったか。【スライド一六】まず、運用を開始してからどうなったか。【スライド一六】まず、運用を開始してからどうなったか。【スライド一六】まず、

市児童相談所ができたという流れです。談所と八代児童相談所があった。そして、この三か所目の熊本をれまで、熊本県には県の児童相談所が二か所、中央児童相

から福祉総合相談室の担当者を九人体制から十一人体制にしことがないように、努力したいということで、二〇〇七年四月また、市の相談体制を強化することで、ゆりかごが使われる

イヤルを新設して、匿名相談の開始をした。 談、匿名で受け付けてはいたんですが、中央児相の中に専用ダから女性相談センターとか、児童相談所で、来所相談、電話相から女性相談センターとか、『スライドー七』熊本県は従来

ますということを表明しました。 全面などを審査したうえで、個々のケースとして判断していきに、ゆりかごをうちも作りたいという設置の動きがあれば、安談体制の整備などを求める緊急文書を通知した。慈恵病院以外談体制の整備などを求める緊急文書を通知した。慈恵病院以外表ではないとして、都道府県に出産や育児に悩む人のための相

ことにしました。今もずっとやってきています。から、もう一つが、ゆりかごの利用状況について検証していくて、行政が対応していきます。これは、この後見ますね。それすね。実際、子どもたちがゆりかごに預けられた。それに対し大きく二つあります。一つ目が、預けられた子どもへの対応で【スライド一九】運用を開始してからの行政の対応としては、

安全を確保する。そして、社会調査をします。社会調査、いろ所が受理して一時保護をします。子どもを保護して、いったんれました、それで真下に矢印が下りて、それを熊本市児童相談所の動きの説明です。【スライド二二】ゆりかごに預けら相談所の動きの説明です。【スライド二二】ゆりかごに預けらーつ目、預けられた子どもへの対応をどうするか、これ児童

んな方面に渡る調査をやります。

件性なしという扱いになっています。 判断するためにそうなっています。今までは、どのケースも事 責任者遺棄罪に当たらないかどうか、 けられると、必ず南署に連絡することになっています。 もう一つ矢印が熊本南警察署に向かっています。 事件性がないかどうかを ゆりかごに 保護

する子がいます。そういう子どもたちの場合は、この左側、 場合があります。ゆりかごの子どもたちのなかで、身元が判明 保護児童ですので、同じ流れを辿るということですね。 に対しての対応がこれから下の流れで、ゆりかごの子どもも要 親が養育できない子どもたち、要保護児童ですね、要保護児童 れた対応ではありません。要するに、虐待を受けた子どもとか、 ·児相に移管するということになります。その親の居住地の児 そして、社会調査をして、身元が判明する場合と判明しない 実は、この児相が受理してからの流れは、 ゆりかごに限定さ

という方向へ進んでいきます。

ということになります。後は、この管轄児相がまた調査をし、 童相談所がその事件を管轄しますので、そこへこの事案を送る 委託するという流れになっていきます。身元が判明していませ そこで乳児院や児童養護施設などの施設、 どういう措置をとるか決めることになります。 そして、乳児院等の施設、 ので、家へ帰す、身内に返す、そういう選択はないわけです。 判明しない場合は、熊本市児相が持ったままになりますので、 あるいは里親さんに委託された子 あるいは里親さんへ

> ずしも全部そうではないですけれども、そういう子たちも ということです。 どもたちは、その先では、養子縁組につながる子もいます。

ちろん法学部の学生さんたちは勉強するわけですけど、 やってくださいね 普通養子縁組と特別養子縁組には違いがあるというのは、

児院や養護施設等の施設に委託したり、 ない、実親の下での養育は困難だという場合は、同じように乳 している子ですね。判明しているけれどもさすがに家には返せ 管轄児相に移管した子たちの例では、この場合は身 里親さんに委託したり 元が

す。こういうことをやっていきます。これがゆりかごに預けら が整えば家庭復帰もありえます。どうしてもやっぱり無理だと 合もあるし、いったん施設や里親さんに預けられた後で、 いう場合は、養子縁組へつなげていく流れもあるということで れた、あるいは問題が解消されたという場合には、家に帰す場 では、家庭復帰ができそうな子、つまり家庭の状況が改善さ

を選びまして、その人たちで、報告を受けて、チェックをして れた子に対する行政の対応です。 いくんです。そして、報告書をまとめて出していくということ **『検証というのをやってきています。いろんな専門のメンバー** 次は、検証の話ですね。【スライド二四】 短期的検証と中期

的

をやっています。

してきています。これはネット上でも見られますので、

興味が

中期的検証は、今まで五期にわたって検証し、報告書を公表

資

に合い 香肉犬兄、と見ませい、己もよいられ、これいら頂けていた。 は、人目につきますよね。それでも連れてきてます。 ど、人目につきますよね。それでも連れてきてます。 ど、人目につきますよね。それでも連れてきてます。 ど、人目につきますよね。それでも連れてきてます。 とかにやって来てるんじゃないかと思うかもしれませんが、案 とかにやって来てるんじゃないかと思うかもしれませんが、案 とかにやって来てるんじゃないかと思うかもしれませんが、案

ているということですね。 証したかという意味です。なので、二~三年ぐらいおきにやっいてあるのは、どのぐらいの期間にわたっての事例について検とても分かりやすいと思います。このかっこの後ろの年月が書が出ています。今までのゆりかごの歴史も整理してあるので、ある人はぜひ見てみてください。そこにかなり細かく検証結果

ではいるか。お配りした資料でわずかに役に立つものとして預けているか。お配りした資料でわずかに役に立つものとして預けています。分かりやすいですよね。数字にするとこれ。【スライド二五】最初のころバババババと預けられてるんですよね、イド二五】最初のころババババババと預けられてるんですよね、てくださるんですけどこのポツポツポツが子どもの数を表して代さるんですけど。 こので、また、興味ありますよね。預入人数がどうなっ検証結果、みなさん、興味ありますよね。預入人数がどうなった。

これでする。
これが人数の経緯で、検証項目がいっぱいあるんですけど、【スライド二六】例えば預入時の状況がどうだったか、人数や頻度、ライド二六】例えば預入時の状況がどうだったか、人数や頻度、これが人数の経緯で、検証項目がいっぱいあるんですけど、【スティオー

証しています。
【スライド二七】その他、家族状況、父母の居住地や母親の 証しています。

ぜひ見てみてください。
いて、かなり緻密に厳密にまとめた報告書が出ていますので、いて、かなり緻密に厳密にまとめた報告書が出ていますのでいてまとめています。
いてまとめています。

【スライド二八】それから、その後の養育状況、

相談体制

務省に照会をかけています。

一次の導入を表明しました。二○二○年、熊本市が厚生労働省と法の導入を表明しました。二○一○年、熊本市が厚生労働省と法構想を発表しました。二○一九年十二月、慈恵病院が内密出産発表されてからの動きです。二○一七年、慈恵病院が内密出産発表されてからの動きです。二○一七年、慈恵病院が内密出産構想が

権で戸籍の記載が可能であると。法務省には戸籍・出生届をど【スライド三〇】法務省の返事では、父母の氏名空欄でも職

ういう返事でした。
おいうあまりを尋ねていました。母の氏名を秘しうしましょうというあたりを尋ねていました。母の氏名を秘し

まるで認める前提かのような回答だったんですね。市から慈恵病院に対して指導してください、という回答が来た。市から慈恵病院に対して指導してください、という回答が来た。それから厚労省の返事、内密出産の場合には、出自を知る権

望者を保護していると公表しました。そこで、

熊本市に対応を

宣産希

【スライド三一】二〇二一年一〇月、慈恵病院が内密出

ました。それで、内密出産にはならなかった。
ました。実は、この最初の例の方は出産後、身元を明かしをしました。実は、この最初の例の方は出産後、身元を明かしをしました。つまり、内密出産はやめときなさい、という返事答しました。それに対して、熊本市は二○二一年十一月一○日、慈照会し、それに対して、熊本市は二○二一年十一月一○日、慈

という方針を出しました。 と、そういう協議の場を設けると表明しました。二〇二二年二 ようにというそれまでの方針を変更しまして、 一二年二月九日、 一月に内密出産の第一例目がありました。これを受けて、 ところが、 四 日には、 第一 熊本市が内密出産の子に職権で戸籍を作ります 熊本市は慈恵病院に対し、内密出産をしない 例出ました。【スライド三二】二〇二一 出生届出さなくていいです、 母子を支援する うちが 年十

作りますという方針にしました。

【スライド三三】二○二二年九月三○日、法務省と厚生労働【スライド三三】二○二二年九月三○日、法務省と厚生労働【スライド三三】二○二二年九月三○日、法務省と厚生労働

り方について検討を進めていただきたいと思います。 三年四月一日、熊本市が妊娠内密相談センターを開設しました。 三年四月一日、熊本市が妊娠内密相談センターを開設しました。 三年四月一日、熊本市が妊娠内密相談センターを開設しました。 三年四月一日、熊本市が妊娠内密相談センターを開設しました。 三年四月一日、熊本市が妊娠内密相談センターを開設しました。

八例、この人は退院後、出産の事実は両親に告白しましたが、八例、この人は退院後、出産の事実は両親に告白しましたが、一月第となったら出自を知らせてほしいという希望を残しています。六月に第三例、七月の第四例の方は新幹線で移動中にいます。六月に第三例、七月の第四例の方は新幹線で移動中にいます。六月に第三例、七月の第四例の方は新幹線で移動中にいます。六月の第六例の人は病院に到着後二○分以内に出産に第五例、八月の第六例の人は病院に到着後二○分以内に出産に第五例、八月の第六例の人は病院に到着後二○分以内に出産に第五例、八月の第十例の人は病院に到着後二○分以内に出産に第五例、八月の第二段に対しています。

今年一月第九例で

身元情報は秘匿のままにしているそうです。

いうことになっています。

以上で、私の報告を終わります。ご清聴ありがとうございま

料

がなく両親の氏名と連絡先を聞いて帝王切開で出産をした、とよ。けれど同意が取れない、連絡しないでくれだから。しょう医療機関は帝王切開をやっていいか家族の同意を取るんですれました。家族の同意なしなんですよね、本人だけで来ている。すが、この人は帝王切開でした。そして、新たな問題が提示さすが、この人は帝王切開でした。そして、新たな問題が提示さ

たします。アー先生のご報告になります。先生、どうぞよろしくお願いいアー先生のご報告になります。先生、どうぞよろしくお願いい特澤:村田先生、ご報告ありがとうございました。次は、バウ

は人によって違います。

お時間がありましたらご覧になってください。合で、何枚かスキップさせていただきますが、その分はぜひ、すスライドはみなさんのお手元の資料にもあります。時間の都いて話をさせていただきます。【スライド一】今日お見せしまます。今日は、ドイツの内密出産制度の歴史・現状・課題につバウアー:みなさん、こんにちは。熊本大学のバウアーと申しバウアー:みなさん、こんにちは。熊本大学のバウアーと申し

る研究者もいますし、一○○か所あるという人もいて、データる研究者もいますした。今、現在、八○か所あると言っていた。「ベビークラッペ」も導入されたという言い方をしました、けれども、これらの取り組みは法制化されたわけではなくて、法的にはグレーゾーンの中で運営しています。なので、こて、法的にはグレーゾーンの中で運営しています。なので、これらにはグレーゾーンの中で運営しています。なので、これがではグレーゾーンの中で運営しています。なので、これがではグレーゾーンの中で運営しています。なので、これがでは、ベビークラッペが何か所あるという人もいて、データを研究者もいますし、一○○か所あるという人もいて、データる研究者もいますし、一○○か所あるという人もいて、データる研究者もいますし、一○○か所あるという人もいて、データをの質が表しています。

□○○○年代に、ドイツ全体にそれらの取り組みが広がったり、導入されたりしましたけれども、同時にかなり激しい議論り、導入されたりしました。【スライド六】もともと、これらの取り組みを開始した理由は、新生児の遺棄・殺害を防ぐのが狙取り組みを開始した理由は、新生児の遺棄・殺害を防ぐのが狙取り組みを開始した理由は、新生児の遺棄・殺害を防ぐのが狙取り組みを開始した理由は、新生児の遺棄・殺害を防ぐのが狙取り組みを開始した理由は、新生児の遺棄・殺害を防ぐのが狙攻性の助けになるという狙いもありました。何えば、一のように心理学や犯罪学からの懸念とか、二のように統計的な話とか、また、その中で一番、特に法学分野でパワフルな論拠となったのが、五番でで一番、特に法学分野でパワフルな論拠となったのが、五番でで一番、特に法学分野でパワフルな論拠となったのが、五番でで一番、特に法学分野でパワフルな論拠となったの対象により、現けられた子の出自を知る権利が侵害されるという批判です。

が子どもを匿名のまま直接引き渡すことのできる制度を導入し

と思いますが、ドイツでは日本より先に、

一九九九年から女性

せていただきます。【スライド五】ご存知の方もいらっしゃる

では、さっそく、まず、内密出産制度の歴史について話をさ

されて、一四年から施行になりました。 しかし、やはり特に憲法、基本法上の権利、 取り組みを法制化しようという試みが何回かあったのですが、 の匿名による子どもの委託については、 が養父母に働きかけること等が強調されました。 権利が大事で、早い段階で告知するように、 ども、そこではアイデンティティの形成にあたり、 きたのですけれども、二〇一八年からはそれができなくなった 者間の人工授精(AID)では、 とになりました。【スライド七】この判決がベースになって、 知る権利と、 クラッペや匿名の取り組みによって侵害された子どもの出自を 複数の分野で具体的な立法につながりました。例えば、 なっていましたけれども、一九八八・八九年に連邦憲法裁判所 ○】立法の趣旨としては、そのときまでにできてい では、その内密出産制度についてご紹介します。【スライド .題で実現できませんでした。二○一三年に内密出産が制度化 決定・判決で、 あとは養子縁組支援法が二〇二一年に施行されましたけれ 困難な状況にある女性の匿名ニーズという二つの のバランスをとることでした。そこで、 出自を知る権利を基本権として位置づけるこ それまでは匿名で精子提 二〇〇〇年から匿名の 養子縁組斡旋機関 出自を知る権利の 今回のテーマ 出自を知る たべ 非配偶 ・ビー 提供で

> して、とにかく、妊娠して困ったときには相談するように促 を利用して情報を発信して、若者向けのPRキャンペ 用できることを説明する動画を掲載し、また、 なので、妊娠相談の拡充では、ホットラインを設置し、 底して、利用しやすくすることも大事だという考え方でした。 も必要だけれども、 あるという考え方で、その制度を導入したということです。 しました。最後の手段として、万が一のために内密出産制 ホームページを作って、そこで、 に妊婦支援を拡大することとなっています。 ドイツの内密出産が具体的にどういう手続きなのかとい 同時に既存のいろんな妊婦支援の 妊娠相談を二 つまり、 Y O U T U B 一四時間匿名で利 周 内密出 ーンを 専用 知を徹 ŧ

論は限定せず、最終的には女性の考えを尊重するということで 野に入れて、 想としては、 役を担って、 妊娠相談所が中心となります。妊娠相談所がコーディネー 妊娠相談所の位置づけです。【スライド一一】ドイツの制度では、 れども、 な妊娠支援制度があるということで、それらの支援の利用 養子縁組等を選べるように相談を行うことです。 日本のガイドラインと根本的に違うのは、 女性が先ず妊娠相談所へ行って、そこで 内密出産よりも、子どもと一緒に暮らす道や通常 医療機関は医療的な手当てだけを担当します。 医療機関と を視

すと、先ほど床谷先生からガイドラインの紹介もありましたけ

みを作りました。

ただ、

スライドの一番上にあるように、

十六歳になったら、子どもが出自を知るようにする仕組

0

名称と内容は、

内密出産制度を導入するだけではなく、

同

妊娠相談所で出自証明書を作ります。

それには公的な身分証

す。そういうふうにしても内密出産をどうしても選んだ場合に

子縁組斡旋機関にも提供できるようになっています。
子縁組斡旋機関にも提供できるようになっています。
子が関係で出産できます。その後、出自証明書はスライドの左上に仮名で出産できます。その後、出自証明書はスライドの左上にの名で出産できます。その後、出自証明書はスライドの左上にがしてある連邦家族省の管轄下にある連邦局に保管されます。
大性が同意するならば、相談で把握した情報、例えば、なぜ子女性が同意するならば、相談で把握した情報、例えば、なぜ子女性が同意するならば、相談で把握した、そういう情報を養どもを手放したのか、職業とか、年齢とか、そういう情報を養といる。

何も書いていない状況ですが、ドイツでは国費負担になります。 けれども、費用は全部国が負担します。日本のガイドラインには 組をするということです。あと、ここには書いていないのです の子どもは心のこもった人の元で育てられます。つまり養子縁 をする前にも医療的な手当てを受けることができますし、出産 間の都合でスキップしますが、ポイントは出産の前後で、 イド一二】内密出産の手続きの流れを示すものです。これも時 医療機関と相談所の情報が記入されます。【スライド一四】右 入します。一番上に女性の仮名、その下に子どもの生年月日と のスライドは、 の後にも相談所がいろいろ寄り添います。七にあるように、そ ところで、出自証明書の中身は非常にシンプルで、女性の氏 次のスライドは、その専用のホームページからです。【スラ 生年月日、 封筒ですけれども、その左側は妊娠相談所が記 住所だけが記録されます。【スライド一三】次 出産

保管する連邦局が記入しますけれども、

身分登録が済

理人の情報がその下に記入されます。の異議申し立てをした場合にチェックが入って、産みの母の代から、産みの母が子どもが十六歳から閲覧できることに対してれられるところがありますが、そこは子どもが十五歳になってんだら、子どもの氏名が記入されます。その下にチェックを入んだら、子どもの氏名が記入されます。その下にチェックを入

例えば、 られる場合は、妊娠相談所が相談にのる中で把握するいろんな 暮らしたいということで、匿名を解除した方もいます。一〇% きをしたけれども、子どもを産んだ後にやはり子どもと一緒に うことは、相談過程の途中で内密出産以外の選択肢を選んでも 密出産に至るのは、相談する利用者の一部のみなんです。とい さん気になるかと思いますので、いくつかデータを持ってきま す。これも後で議論することになるかと思いますけれども、 情報を養子縁組斡旋機関にも伝えられるようになることです。 生年月日、住所だけですので、理想としては、女性の同意が得 書で保障されているという考え方があり、子どもが十六歳にな あと、ドイツの内密出産制度では、出自を知る権利が出自証明 にならない数少ないケースですけれども、一定の数がいます。 らうことに成功したということです。内密出産は現在、 した。【スライド一五】ポイントは、一番上にあるように、内 るとそれを閲覧できます。【スライド一七】しかし、それは氏名 ○件、全国各地で実施されています。あと、内密出産の手続 ドイツの内密出産制度がどのくらい利用されているか、 なぜ女性が子どもを手放したのかや、父の情報などで

後に課題について紹介します。【スライド一

九

今、

ご紹

分は、

は低いです。 ぬいぐるみを残すことも報告されていますが、パーセンテージ 提供することができたということですね。 事かもしれないとか、そこは宮津さんにお聞きしたいところで 上のケースで相談所が女性に関する情報を養子縁組斡旋機関に に関わることについてのデータを示しています。 報だけでい あとは、 ・ます。 産みの母の氏名、 スライドの一番右側に、 いのか、逆に、スライドの真ん中の情報 生年月日といった身元が分かる 養子縁組斡旋機 あと、 メッセージや まずは半分以 関が相談 0 方が大

> が ク

を知る権利

の範囲をどう考えるかというのは重要なテーマだ

険にさらされることでもあるし、 これらが無事に導入できて、定着したと。あと、母子の命が危 が実施されました。これは連邦家族省が委託したもので、 介した内密出産制度については、その法律施行の三年後に調査 家族省の結論として、やはり導入された制度をポジティブに評 題 しています。拡充した相談システム、そして内密出産制度、 |のあるベビークラッペについては、その利用件数を減らす 出自を知る権利 の観点からも

た場合には、おそらく黒い線が示すようにベビークラッペ と、二〇一四年の内密出産を導入した後に、その導入がなか たとか、通常の養子縁組をして養子として出せたけれども、内 ただろうというふうになります。 の部分は、内密出産制度がなかったら、 とができた部分ですね。しかし、黒い線の上の水色の棒グラフ しまっただろうという部分ですが、それは内密出産に変えるこ 密出産の件数です。その黒い線の下にある水色の棒グラフの 利用件数が増えただろうという推計です。水色の棒グラフは内 ベビークラッペ等の利用件数の推計です。二〇一四年以降 ないかという批判です。<br />
【スライド二○】<br />
図の茶色の棒グラフは、 かったら赤ちゃんポスト(ベビークラッペ)等の利用になって い線は、二〇一三年までのベビークラッペ等の利用件数をみる 、ラッペ等の利用件数の減少は限られていて、 内密出産制度に対するその批判の一つは、 (一時的に) 侵害されている子どもの数が逆に増えたのでは 専門家や関連団体等から批判的な声も挙げられて 内密出産制度が成功した部分、つまり内密出産制度 本当は子どもと一 通常の 狙ってい 出産になって 出自を知る権 たベビー います。

うに、 もう一つ、現在議論されている課題は、 内密出産制度が定着したにもかかわらず、 先ほど言 なぜ匿名 ましたよ 0)

までのデータ等のオフィシャルな解釈ですけれども、

る方もいることを認めているわけです。

ます。それはやはり、

ことにつながったということです。しかし同時に、

ベビークラッ

|名の取り組みは当面は禁止しないという立場をとっ

女性の中で絶対的な匿名を必要としてい

それは、

家族省のこれ

それに対

いうことで

解釈ができます。この部分は問題なのではないかと

「密出産制度がいろいろと批判もされています。

密出産制度というオプションがあるからそれを利用したという

名出産等のことを紹介する一部の団体もあります。名出産等のことをあまりしないで、例えばホームページで主に匿た、内密出産をどう位置付けるかについては、やはり、かなりと、内密出産をどう位置付けるかについては、やはり、かなりと、内密出産をどう位置付けるかについては、やはり、かなりと、内密出産をどう位置付けるかについては、やはり、かなりと、内密出産をどう位置付けるかについては、やはり、かなりと、内密出産をどう位置付けるかについては、やはり、かなりと、内密出産をおります。

止・禁止すべきだという意見が出されています。 ・禁止すべきだという意見が出されています。 ・禁止すべきだという意見が出されています。 から、ベビークラッペの新設されることについての新聞記事がでました。昨 クラッペの開業式が行われるということです。これまでの議論 とデータを完全に無視するようなベビークラッペの新設とそれ とデータを完全に無視するようなベビークラッペの新設とそれ とデータを完全に無視するようなベビークラッペの新設とそれ とデータを完全に無視するようなベビークラッペの新設と表 ・、ベビークラッペの新設です。現在でも続いています。 あと、ベビークラッペの新設です。現在でも続いています。

て、また、すでに法制化した内密出産制度についても、全国規要するに日本より先に設置したドイツのベビークラッペ等についも、もう時間になりました。【スライド二三】話したかったのは、をどのように考えるかについてお話をしたかったのですけれどを後に、今紹介したドイツの内密出産制度から、日本の動向

くなることは非常に重要ですので、熊本市の妊娠内密相談セン 相談をどうするかということ、女性にとって相談が利用しやす 期待したいと思います。また、やはり内密出産だけではなくて けども、出自を知る権利をどう保障するかが重要なテーマになっ とも重要なのではないかと私は思っています。最後になります それらのケースにおいて本当に内密出産がベストな支援だった もあり、また、運営者だけではなくて、いろんなレベルの行政 てきますので、熊本で設置された「出自を知る権利」検討会に か、内密出産制度だけではなくて、妊婦支援全体から考えるこ のか、利用者のニーズを分析して、どういう支援が必要だったの つか日本の内密出産の案件が出ていますので、それを分析して、 ども、先ほど村田先生が紹介しておられたように、すでにいく でどのようなものにするのかが議論の中心になっていますけれ なくないかと思います。あと、やはり、内密出産の制度を日本 ますので、その中でも、日本の議論の参考になり得るものも少 機関が議論に関わっていて、いろんなデータや研究成果も出てい 模での議論や研究データがありますので、それなりの研究成

後のご報告になります。宮津さん準備をお願い致します。梅澤:バウアー先生、ありがとうございました。それでは、最

どうも、ありがとうございました。ターの活動にも大いに期待したいと思います。

子どもの出自を知る権利について、ゆりかご当事者として考え 密出産の現状と課題となっておりますけども、その先に広がる 事者が考える出自を知る権利ということで、 備いただいておりますので、分からないところがあれば、 宮津航一です。本日の話す内容については、 ることをお話しできればと思います。 宮津:みなさま、こんにちは。こうのとりのゆりかご当事 の資料を見ていただければと思います。今回は、 大きなテーマは内 お手元に資料も準 ゆりかご当 お手

0

主な当事者活動について書いてありますけれども、これは時間 今回もお話をさせていただきます。【スライド三】参考で今の ます。大学入学を機に、昨年の春、 取られて、高校二年生の時に普通養子縁組を行って、 に親族によって、 ライド二】生後五か月の時に実母を交通事故で亡くして、 あるときにお読みください。 〇七年五月一〇日、 この生い立ちはお手元にある通りです。ご覧ください。 預けられました。その後、 ゆりかご開設初日にこうのとりのゆりかご お手元に同じ資料があるので、 自分の生い立ちを公表して、 里親の両親に引き 今に至り ス

と、今感謝をしているところです。

これもお手元の資料には映しておりませんけれども、

Ø ŋ か うところです。 それ以外の身元、 出自に関しては全く残されていなかったとい

そして、養子縁組もしております。【スライド六】これはお手 相談所に半年ほど一時保護された後に、里親家庭に引き取られ、 熊本県中央児童相談所が私の管轄ということで、その中央児童 だきましたので、この資料を見ていただければと思います。 族だと私は思っております。これは家族の働きは大きかったな 血は繋がっていませんけれども、血縁を越えた絆で結ばれた家 お母さん、そして両親の実子である五人の兄に恵まれました。 預けられた後の流れについても、村田先生から詳しくお話 元の資料と若干違うと思いますけども、里親の両親、お父さん、 '場合は、まだ熊本市が政令指定都市になっていなかったので' 次の方に移ります。 【スライド五】こうのとり Ø ŋ かごに

なったり、 自分の生い立ち出自が分からなかったというところで、一人に ごに預けられてから、幼少期の時の私の写真になります。 わかる通り、やはり寂しさというか、ゆりかごに預けられて 指をくわえて、指しゃぶりをしてるんですけど、この写真見て いうところで、当時の記憶はほとんど残ってませんけども、こ 「写真が当時の自分の心境を表しているのではないかと思 何か寂しい思いをすると、指しゃぶりをしてい

憶に鮮明に残っています。

は三歳の時に預けられましたので、

扉の絵ですけども、

けられたときに残されていたものは服と靴だけになります。

それ以外は、全く分からない状況で、

0

11

この扉の絵だけは記

側に写真映っているかと思いますけども、これは今のゆりかご

村田先生の報告の中にあった開設当初の

に進めさせていただきます。【スライド四】ゆりかごの

分の出自・生い立ちについてどうなんだろうと思うことはあり分の出自・生い立ちについてどうなんだろうと思うことはありいませんでしたので、生まれたときの写真がなかったり、名前いませんでしたので、生まれたときの写真がなかったり、名前いませんでしたので、生まれたときの写真がなかったり、名前いませんでしたので、生まれたときの写真がなかったり、名前の出自・生い立ちにない。当時の自分の様子だったり、名前の出自・生い立ちについてどうなんだろうと思うことはあり分の出自・生い立ちについてどうなんだろうと思うことはあり分の出自・生い立ちについてどうなんだろうと思うことはあり分の出自・生い立ちにない。

ました。

名前を付けられたということは分かってたんですけど、由来を名前を付けられたということは分かってたんですけど、由来を 名前を付けられたということは分かってたんですけど、由来を 名前を付けられたということは分かってたんですけど、由来を 名前を付けられたということは分かってたんですけど、由来を 名前を付けられたということは分かってたんですけど、由来を というのも、声が大きかったとか書いてますけれども、これは十一月 に、これを見に貸してもらって付けて、誕生日もこれは十一月 で、これを兄に貸してもらって付けて、誕生日もこれは十一月 で、これを兄に貸してもらって付けて、誕生日もこれは十一月 で、これを兄に貸してもらって付けて、誕生日もこれは十一月 で、これを兄に貸してもらって付けて、誕生日もこれは十一月 で、これを兄に貸してもらって付けて、誕生日もこれは十一月 で、これを兄に貸してもらいました。あとは、生ま いろいろ調べてもらっての推定日です。今は、十一月五日に誕 と日が変わって、二日のずれだったんですけど、最初は十一月 で、想像で書いたものになります。あと、由来も、市長さんが までも両親と当時こんな感じだったんだろうねという話をし ない、声が大きかったとか書いてますけれども、これはあく ない、声が大きかったとか書いてますけれども、これはあく ない、声が大きかったということは分かってたんですけど、由来を 名前を付けられたということは分かってたんですけど、由来を

す。でも、それをずっと抱え込んで生きているわけではなくります。隣のページも、想像して、書いた中身になります。隣のページも、想像して、書いた中身になります。知らなかったので、由来についても父が考えてくれたものにな知らなかったので、由来についても父が考えてくれたものにな知らなかったので、由来についても父が考えてくれたものにな知らなかったので、由来についても父が考えてくれたものにな知らなかったので、由来についても父が考えてくれたものにな知らない。

でずっと抱えているわけではないです。ここは大きく誤解され

て、そういう節目節目でそう思うことがあっても、日頃の生活

るところあるかもしれませんけど、常日頃ずっと抱えているわ

います。本来嵌るべきピースは見つけきれなかったかもしれないます。本来嵌るべきピースは見つけきれなかったかもしれないます。本来嵌るべきピースは見つけきれなかったかもしれないます。本来嵌るべきピースは見つけきれなかったかもしれる方の大けていたピースが少しずつ埋まったのではないかなと思したし、分か、出生地だったりとか、墓の場所だったり、全部が分かったわけではないですけど、私が出自を知って、今までなかったものひとピースが埋まっていって、心の中も満たされていきましたし、分かった喜びが大きかったです。周りにもあるものが、自分にもできたような感じがありました。この墓参りにる写真がありますけれども、実際これまで四回実母の墓参りにる写真がありますけれども、実際これまで四回実母の墓参りにる写真がありますけれども、実際これまで四回実母の墓参りにる写真がありますけれども、実際これまで四回ま母の墓参りにて、実際に足を運んで、目で見て、耳で聞くことで、やはり自分の欠けていたピースが少しずつ埋まったのではないかなと思います。

なと思います。

そういう姿勢をみたりすることで、心が満たされていったのか家族が一緒に探してくれたというのが、本当に大きかったなと、に探そうと言って、ふるさとを訪ねる旅ということで、一緒にに探そうと言って、ふるさとを訪ねる旅ということで、一緒にに探そうと言って、ふるさとを訪ねる旅ということで、一緒にに探るうと言って、かるさとを訪ねる旅ということで、一緒にに探るうと言って、かるさとを訪ねる旅というの人の姿勢が大きかっ思います。これは本当に両親の存在、周りの人の姿勢が大きかっ思います。これは本当に両親の存在、周りの人の姿勢が大きかっ思います。

本当に答えがないので難しいことだと思いますけど、告知の必本当に答えがないので難しいことだと思います。生い立ちをしっすけど、真実告知もやはり大切だと思います。何をどこまで伝えるやはり告知は必要であると思っています。何をどこまで伝えるやいつ伝えるか、誰が伝えるか、子の出自の真実告知のありか、いつ伝えるか、誰が伝えるか、子の出自の真実告知のありか、いつ伝えるか、誰が伝えるか、子の出自の真実告知の必りと思います。生知の必要に答えがないので難しいことだと思いますけど、告知の必本当に答えがないので難しいことだと思いますけど、告知の必本当に答えがないので難しいことだと思いますけど、告知の必本当に答えがないので難しいことだと思いますけど、告知の必要に関していますけど、告知の必要に関していますけど、告知の必要に関していますけど、告知の必本当に答えていますけど、告知の必要に表していますけど、

ます。

もたちの心を満たす要素になっていくのではないかと思っているたちの心を満たす要素になっていくのではないかと思っているので、告知を通して、子どもたちが自分の出自・生が始まりますけど、告知を通して、子どもたちが自分の出自・生がっないことも出自だと、言葉にすると簡単なことですけれども、本当に分からないということも子どもたち自身に伝えていた。本当に分からないということも子どもたち自身に伝えている。本当に分からないということも子どもたちの心を満たす要素になっていくのではないかと思っていめのことが大切だったから、ゆりかごに預けたんだよとか、告知のことが大切だったから、ゆりかごに預けたんだよとか、告知のことが大切だったから、ゆりかごに預けたんだよとか、告知のことが大切だったから、ゆりかごに預けたんだよとか、告知のことが大切だったから、ゆりかごに預けたんだよとか、告知のことが大切だったから、

血液型、どんな人と関わったか、これまでの自分の生い立ち、こと。生まれたときの自分の様子だったりとか、名前、誕生日、京整理にも関わってくることだと思いますけど、私自身が何を点整理にも関わってくることだと思いますけど、私自身が何を点整理にも関わってくることだと思いますけど、私自身が何を「スライド」一二」最後に、子どもがどのような情報、出自情

要性について訴えていきたいと思います。

お父さんはど

関心度の高いものとして、周りのこと、例えば、

んな人だったか、お母さんはどんな人だったか、なぜ預けたの

ます。子どもの人生の中で、主役は子ども自身ですから、子どか、誰が預けたのか、というところにもつながってくると思い

これが子どもたちの一番知りたい事じゃないかなと、その次に、

問を投げかけてもらえればと思います。早口になりましたけど、いかもしれませんけど、質疑応答であったり、意見交換の場で、す。簡潔に話をしましたので、理解ができなかったところあるまれる前になる、そこからの情報が必要になってくると思いまれる前になる、そこからの情報が必要になってくると思いまれる前情報が第一に確保されるべき、そして、そのプラスαの情もの情報が第一に確保されるべき、そして、そのプラスαの情

私からの報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

います。それでは、休憩に入ります。告で割愛していただいた内容もフォローしていただければと思憩を挟みまして、論点整理の時間がございます。先ほどのご報梅澤:宮津さん、ご報告ありがとうございました。この後、休

ます。

ただきまして、その後に質疑応答に移らせていただきたいと思問をとっていますので、まずはパネラーの意見交換を聞いてい見交換を約五○分程度行い、事前に準備していただいた資料の見交換を約五○分程度行い、事前に準備していただいた資料の見交換を約五○分程度行い、事前に準備していただいた資料のと思います。シンポジウムの後半は、プログラムにもある通り、と思います。シンポジウムの後半は、カラムの後半に移りたい梅澤:時間になりましたので、シンポジウムの後半に移りたい

論点整理に際して、三つの論点に分けて考えていきたいと思

います。

から補足説明等をお願いしたいと思います。よろしくお願いしから補足説明等をお願いしたいと思います。先ほどのご報告の方法」について考えていきたいと思います。先ほどのご報告のなかで真実告知に関する話題が出てきましたが、子ども自身がず、自分がどのような経緯で現在の親子関係になったのかを知ず、自分がどのような経緯で現在の親子関係になったのかを知る必要があると思いますが、真実告知に関してどのような実態があるのか、最初にドイツの実態について、二つ目に「情報管理います。一つ目は「真実告知」について、二つ目に「情報管理

的に真実告知をする養父母が多いのではないかと思います。いれた子どもは、基本的に養子縁組の対象になると思われます。れた子どもは、基本的に養子縁組の対象になると思われます。の養子縁組は基本的にオープン(offen)で、養子が小さいこの養子縁組は基本的にオープン(offen)で、養子が小さいころから年齢に相応しい形で真実告知をするように、産子縁組幹た機関も養親に働きかけています。また、養父母になりたいカッカルに対しては、子どもの出自を知る権利の重要性を理解していることが選択基準の一つとなっています。) 法的な義務はありませんけれども、スライド七でもご紹介したように、ドイツの表子縁組の対象になると思われます。 アルに対しては、子どもの出自を知る権利の重要性を理解していることが選択基準の一つとなっています。) 法的な義務はあります。

など)の場合でも、 ツでは重視されています。 ろいろ大変な事情 (例えば、 年齢に相 産みの母がレイプで妊娠したこと 応しい形で告知をすることがドイ

梅澤:ありがとうございます。 お話いただきましたけれども、 次に、 先ほど、ドイツの実態について 村田先生から日本の実情

.ついてお話しいただければと思います。

た子どもについての真実告知についてどうしていくか、

これに

が現在の状況です。

l:ありがとうございます。日本で内密出産によって生まれ

ている状態です。実態としては、なかなか告知していない里親 れのケースによってさまざまであるため、 真実告知をしてくださいね、とお願いをしています。 る機関としては、 ません。そのため、真実告知一般の話になりますが、 実告知という問題は、具体的な現実問題としてはまだ起きてい つのタイミングでどんな内容で告知するかについては、それぞ 所や優里の会のようなフォスタリング機関、里親さんを支援す ○歳とか一歳とかです。そのため、内密出産で生まれた子の真 ついては先ほど紹介したとおり、まだ子どもが非常に小さくて、 委託を受けた里親や施設に対して、 里親や施設に任され きちんと 児童相談

> 内密出産についても、今後同様の話が出てくるでしょう。 スについて、どのように対応していくのかは今検討しています。 した。それぐらいの数しか伝わっていません。このようなケー が、ゆりかごから来たという告知をしているケースは十八%で

実の子ではないという話はいずれされうるとして、

内密出

をどう伝えていくかがとても重要な問題ですが、 知を強制すべきか否かは微妙な問題をはらんでいる、というの [産の子だと分からないと、そもそも開示請求しません。 制度がどう作られていくかよく分かりませんが、 行政が真実告 自分が内密

出 0

当事者への支援のあり方が重要な検討課題になっていくのでは ないかと思います。 経由」という事実を子どもにどのように伝えていくのか、また、 は難しいのかなと思いますが、このような真実告知の問題につ 梅澤:ありがとうございました。真実告知を法律で強制する いて、先ほど紹介していただいた「ゆりかご経由」 内密出

としても、具体的な管理体制が整っていないと実現が難しくな す。 るのではないかと思います。そこで、情報管理については、 の観点から検討していきたいと思います。 次に、情報管理のあり方について、お話を伺いたいと思 出自を知る権利については、これを行使することができた

つ目は、 内密出産あるいはゆりかごに預け入れられた子ど

0

(の親が別にいるという告知はかなりのケースでされています 先日、ゆりかごについての調査結果が報告されていましたが、

料

か、という問題です。 もたちの情報をどこが管理するべきか、 情報管理の主体はどこ

べきなのかという問題です。 を特定することができる情報、 ことができない情報等、どのようなものを情報として管理する 二つ目は、管理される情報の範囲・内容について、 あるいは、 親の身元を特定する 親の身元

願いいたします。 の先生にご意見を伺いたいと思います。それでは、床谷先生お 理をどこが担うべきかという点については、すべてのパネラー ついて、先生方のご意見を伺いたいと思います。まず、 三つ目は、管理情報の真実性の担保についてです。これらに 情報管

ことを、全体として国の仕組みとして、客観的に監視する目的 関係する福祉サービス等がきちんとできているかどうかという 権利を保障するために情報を管理するという面と、医療機関や れがある。管理の見方としては二つあって、本人の出自を知る う形で育ってきて、現在はどうなっているのかという情報の流 床谷:情報管理について、まず考えないといけないのは何のた での情報管理があると思います。 ことながら、目的が必要で、どこでどの子が生まれて、どうい めに情報を管理するのかということです。管理する内容もさる

え、

機関が把握しておく必要があると思います。

らわれるというように、子どもの行方が分からなくなるという 日本の場合はありませんが、赤ちゃんポストから子どもがさ

良いのではないかと、目的に応じてそれぞれアクセスしやすい

りたいという場合には、当時関わった医療機関や福祉サービス きだと考えています。ただ、母親や家族がその後どうなったの 満たすためには、全体的な流れを把握するためには、人が変わっ 子ども自身、そして子を産んだ親自身が、長い時を経てそれを か、自分がどのように生まれてきたのかということを個別に知 ても組織が変わっても、変わらない国が最終的な管理を担うべ 知ることができるかという側面の両方があります。この両方を に把握するという必要性があります。それと、情報を生まれた 在どうなっているのかという子どもの成長過程を、国が客観的 で生まれて誰が産んで、どのような人たちが関わってきて、現 ことがあります。今のところ、生まれた子どもについて、 سخ ح

まま、 じて複数のところでデータを管理する必要があると思います。 理するというように、「ここが~」というのではなく目的に応 データを預け入れ先等でも管理しつつ、全体の流れを国でも管 れども……ということでは目的としては不十分だと言えます。 ります。預け入れ先を訪ねたときに、昔担当者がいたんですけ 一番アクセスしやすいところにあった方が良いということにな ドイツの内密出産のファイルのように、現物をそこに残した 第一の視点から言うと、国がすべての情報を吸い上げてしま ということになりますが、こちらの方からすると、情報は 内容を複製してそれを国が管理するという形にするのが

必要だと思います。 動を停止しても、 管理しやすい形で整理するのが良いと思います。 データ自体はバックアップできるような形も 担当組織が活

梅澤:ありがとうございます。それでは続けて、 村田先生お願

いします

村田 体制になるべきかなと思います。 す。そこにも情報が残っていますので、 きのなかで、児童相談所や家庭裁判所が関与する部分がありま 任を持つ主体となるべきだと思います。ただ、養子縁組の手続 に持つのかという問題があるかもしれませんが、 ますので、国が管理していくのがいいと思います。国が継続的 クが大きいと思います。存続していけるのかという危険があり ることなどがないように、管理の責任は国が持つというような l:確かに、一民間の医療機関が持っておくというのはリス 裁判所が資料を廃棄す 国が管理の責

くお願いします。 梅澤:ありがとうございます。それでは、 バウアー先生よろし

しましたように、 バウアー:ドイツの状況を踏まえて回答しますと、先ほど紹介 出自に関する情報は連邦家族省の管轄下にあ

る連邦局に保管されます。

閲覧するときには、

養子縁組斡旋機

関が子どもに寄り添って、 トします。 閲覧した後どうするのか等をサポ

置づけられているので、国が責任を持って保障すべきだという 考え方が背景にあるのではないかと思います。 ところなのですが、出自を知る権利が重要な基本権であると位 なぜ連邦局が出自証明書を保管する業務を担うの

すが、それよりも、ケースバイケースで、医療機関と女性との 定されるようなことにならないように、 協議によって記録される情報の内容や開示のタイミング等が決 個人的には、どこで管理するのかというのも大事だと思 ルール化して統一する

ことが大切なのではないかと思います。

話も出てきましたが、管理の主体について、 ように思われるのか、宮津さんからご意見をいただきたいと思 梅澤:ありがとうございます。管理情報へのアクセスに関する 当事者としてどの

くい問いではありますが、床谷先生・村田先生がおっしゃった は必要だと当事者としても思います。 ように、公的機関や国が主導的に情報管理をしていくというの 宮津:情報管理の主体をどこが担うべきか、というのは考えに

と話したときに、せっかく情報があるというのが分かったのに、 ゆりかごの当事者ではないのですが、養子縁組の当事者の方

ゆりかごの場合も、慈恵病院や熊本市が情報を持っていると分からなかった、悲しい思いをしたという気持ちを聞きました。情報を持っていた養子縁組あっせん団体が無くなっていて結局

必要があると考えています。 続性と安定性のある公的機関、国あたりが情報を管理していく 続性と安定性のある公的機関、国あたりが情報を管理していく 子どもが成長するまでの一定期間存続させていくためには、継 思うのですが、子どもにすぐに伝えられるものではないので、

てほしいか等を教えていただきたいと思います。さんから、当事者の立場として、特にどういったものを管理し込んで、今度は、管理される情報の範囲・内容について、宮津理、管理主体というような話が出てきましたが、もう一歩踏み梅澤:ありがとうございます。目的に応じた段階的な情報の管

管理するのは大変かもしれませんが、できるだけ残していくべ管理するのは大変かもしれませんが、できるだけ残していくべきない。管理される情報として、子どもたちのだけではなく、当事者自身の情報であったり、子どものるものだけではなく、当事者自身の情報であったり、子どものるものだけではなく、当事者自身の情報であったり、子どものるものだけではなく、当事者自身の情報であったり、子どものを育歴等が分かる写真一枚でも、エピソード一つでも、全てを生育歴等が分かる写真一枚でも、エピソード一つでも、全てを生育歴等が分かる写真一枚でも、エピソード一つでも、全てを書きない。

きだと思っています。

梅澤:ありがとうございます。それでは、

て、バウアー先生教えていただけますか。

バウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドバウアー:ないる産みの母の氏名・生年月日・住所という情報が出ります。

内密出産の場合も十六歳からになったと思います。

大窓出産の場合も十六歳からになったと思います。

大窓出産の場合も十六歳ができるという制度になっているため、ではないか等)閲覧できる年齢について議論がなされていたのではないか等)閲覧できる年齢について議論がなされていたのではないか等)閲覧できる年齢について議論がなされていたのではないか等)閲覧できるという制度になったと思います。

ドイツの実態につい

情報が管理される必要があるのか、教えていただけないでしょているかと思いますが、村田先生のお考えとして、どういった関の設立時から参画されており、当事者に寄り添う活動をされ

情報は多いほどよいというのはあると思います。はないかと思います。当事者ではないので分かりかねますが、はないかと思います。当事者ではないので分かりかねますが、はないかと思います。当事者ではないので分かり かねますが、どういう情報を残しれていいというのはあると思います。

ではいけないと感じています。

ずっと持っているのだと感じました。

ま際に相談を受けた人の話を紹介したいという気持ちを出て十年以上経っていたのですが、探したいという気持ちをした。その人は三○近い年齢で、施設を出た方なので、施設をした。その人は三○近い年齢で、施設を出た方なので、施設を出て十年以上経っていたのですが、探したいと思いますが、自分実際に相談を受けた人の話を紹介したいと思いますが、自分実際に相談を受けた人の話を紹介したいと思いますが、自分

ことでした。

父母のことはどう?と聞いたところ、どんな人かは知りたい

際に当事者と関わる方々には、

ただきたい、

特に本人に関するものを多く残していただきた

できるだけ多くの情報を残

報というのは絞り込まれていくのではないかと思いますが

ただ、ガイドライン等を作っていくとなると、残していく情

方がいい」という感じで、知らない者同士が話しているばかりたれました。だから、当事者によっています。児童相談所にそにあたっては、当事者の人たちである出自情報が乏しい人たちに、聞き取りを行ってほしいと思っています。児童相談所にそに、聞き取りを行ってほしいと思っています。児童相談所にそに、聞き取りを行ってほしいと思っています。児童相談所にそい、うなオーダーを出していて、OBを探す、協力者を集めるのようなオーダーを出しているばかい、ということをお話してが、別に会いたいというわけではない、ということをお話してが、別に会いたいというわけではない、ということをお話して

も多く残されていることが重要なのではないかと理解しました。 まれ、どのように育ってきたのかが分かる写真や物が、一つで まれ、どのように育ってきたのかが分かる写真や物が、一つで すね。先ほどの宮津さんのご報告にもありましたが、事実では なく、真実の告知が必要で、点を線にしていく・積み上げてい なく、真実の告知が必要で、点を線にしていく・積み上げてい なく、真実の告知が必要で、点を線にしていく・積み上げてい なく、真実の告知が必要で、点を線にしていく・積み上げてい なく、真実の告知が必要で、点を線にしていく・積み上げてい なく、真実の告知が必要で、点を線にしていく・積み上げてい なく、真実の告知が必要で、点を線にしていく。 も多く残されていることが重要なのではないかと理解しました。 も多く残されていることが重要なのではないかと理解しました。

それでは、次に「情報管理の真実性の担保」について、いと思いました。

お伺

いしたいと思います。匿名出産であれ内密出産であれ、一部のいしたいと思います。匿名出産であれてしまう、あるいは真実の情報ではなくなってしまうことがあっては、出自を知る権利を保障するには十分でないと考えます。そこで、「真実性の担保」という問題を、日本ではどのように考えれば良いのかという点について、床谷先生にお話いたければと思います。匿名出産であれ内密出産であれ、一部のいしたいと思います。匿名出産であれ内密出産であれ、一部のいしたいと思います。

床谷:真実性の担保というのは、誰が産んだ・どの子を産んだ なのか分からない、顔写真のついていない保険証で本当に本人 なのか分からない、顔写真のついていない保険証で本当に本人 なのか分からない、顔写真のついていない保険証で本当に本人 なのか分からない、顔写真のついていない保険証を並んだ、学生証や保険証とかで本人確認をされているのだと思われ は、学生証や保険証とかで本人確認をされているのだと思われ は、学生証や保険証とかで本人確認をされているのだと思われ は、学生証や保険証とかで本人確認をされているのだと思われ は、学生証や保険証とかで本人確認をされているのだと思われ は、学生証や保険証とかで本人の記しれませんが、 をのか分からない、顔写真のついていない保険証で本当に本人 なのか分からない、顔写真のついていない保険証で本当に本人 なのか分からないということがあるので、本人確認をどこまでする か分からないということがあるので、本人確認をどこまでする

内密出産は、産む人と自分のことを打ち明ける人との信頼関

かというのが問題になります。

思います。真実性の担保というのは、中途だけれども諦めなけ思います。真実性の担保というのは、中途だけれども諦めなけます。そのような意味で、慈恵病院の学生証や保険証での身元確認は、その情報が真実であるということを前提としてい身元確認は、その情報が真実であるということを前提としてい身元確認は、その情報が真実であるということを前提としてい身元確認は、その情報が真実であるということを前提としてい身元確認は、その情報が真実であるということを前提としていると、救うべき母子を救えないという本末転倒なことになると、救うべき母子を救えないという本末転倒なことになると、救うべき母子を救えないという本末転倒なことになると、救うべき母子を救えないという本末転倒なことになると、救うべき母子を救えないという本末転倒なことになると、救うべき母子を救えないという本末転倒なことになると、救うべき母子を救えないというのは、中途だけれども諦めなけ思います。

そして、顔写真で本人確認ができたとしても、その人との連そして、顔写真で本人確認ができたとしても、その人が上まった、あるいは途切れかけてしまったという橋報を伝えなければいけなくなり、ウォッチを続けるたという情報を伝えなければいけなくなり、ウォッチを続けるたという情報を伝えなければいけなくなり、ウォッチを続けると、特定の人にの表情報を伝えるという内密出産の本来の意義と、特定の人にのみ情報を伝えるという内密出産の本来の意義と、特定の人にのみ情報を伝えるという内容出産の本来の意義と、特定の人にの連るという情報を伝えるという方式を出産しても、その人との連るしている。

ればいけない段階があると思います。

れるようなサービス、支援制度といった形で真実性を補うとい機関に確実に保管をしておいて、途切れたとしても、そこに戻誰が誰を産んだのかという最初の段階の情報は、病院から管理真実性の担保をし続けることには限界があって、いつどこで

うことしかできないのだと思います。

実態について、バウアー先生からお願いいたします。「信頼に基づく出産」という言葉が出てきましたが、ドイツの梅澤:床谷先生ありがとうございました。先ほどのご報告では

バウアー:管理情報の真実性の担保ですが、ドイツでは公的なバウアー:管理情報の真実性の担保ですが、ドイツでは公的な外できません。出自証明書はないな書類なので、身分証明書の期限が切れている場合や、若すぎて身分証明書を持っていない女性の場合、あるいは不法滞在等で有効なパスポートを持っていない場合等は、出自証明書は作ることはできない、ということになります。出自証明書は作ることはできない、ということになります。出自証明書は作ることはできない、ドイツでは公的などが、ドイツでは公的などが、ドイツでは公的などが、アイツでは公的などが、アイツでは公的などが、アイツでは公的などが、アイツでは公的などが、アイツではいる。

かと思いました。

認の仕様がないため、把握したとしても出自証明書には書かなについての議論もありました。ただ、父であることの真実の確把握した場合に、その情報も出自証明書に含めるべきかどうか内密出産に関する立法過程で、相談所が父親に関する情報を

にはなってしまうのですが、村田先生からは何かありますか?先生から真実性の担保についてお話を伺いました。唐突な振り梅澤:ありがとうございました。先ほど、床谷先生とバウアー

か、そのような事態も考えていかなければならないのではないらその情報を訂正するというのを想定していないのではないいるのだけれども、実は嘘をついていましたという場合、後か聞きながら考えたことなのですが、母親が自らの情報を伝えて村田:そうですね。改めて難しい問題だと思いました。お話を

を考えていく必要があろうかと思います。踏まえたうえで、真実性の担保ができるようなシステムづくり出産」においても、真実性の担保には限界があるということをず、ご回答いただきありがとうございました。「信頼に基づく梅澤:ありがとうございます。急に振ってしまったにも関わら

えかを、当事者である宮津さんにお伺いしたいと思います。者になろうかと思いますが、その辺りについてどのようにお考る人はどういう人か、ということです。子どもや子どもの保護の仕方」についてです。具体的には、管理情報にアクセスでき続いて、最後の論点である「管理情報への具体的なアクセス

t:はい。管理情報へのアクセス方法等についてですが、管

ケースもあるようです。がない場合には、残念が

い、ということになりました。

女性が内密出産を希望している場合でも、

公的な身分証明

書

残念ながら匿名出産になってしまう、という

115 (熊本法学159号 '23)

理情報自体が子ども自身に関するもの、子ども以外の親や周辺

ŋ, できるようにするのも一つあるのかなと考えております。 から中学校に上がるタイミングで、産みの親の情報にアクセス る取材を匿名で受けて、自分自身の意見を伝えてきた背景もあ 自分自身の意見もぶれていないため、そう考えると小学校

るように、できるだけ早い段階でアクセスできるようにしてい 知をしていく養親や育ての親も、子どもの情報にアクセスでき に関する情報は真実告知にも関わってくる事柄なので、真実告 に関する情報の二つに分けられるのではないかと思います。 スできるようにして良いのではないかと思います。子ども自身 セスできるようにすることはもちろんですが、保護者もアクセ 子ども自身の情報について、当事者である子ども自身がアク

事者である子どもだけで、知りたい場合にアクセスできるとい ではないかと思います。産みの親に関する情報については、当 のの二つに分けた場合、アクセスできる年齢が変わってくるの く必要があると思います。 産みの親については、身元が明らかになるもの・ならないも

うので良いのではないかと思います。

くれたり、児童相談所に話を聞きに行ったりしてくれて、非常 考えたときに、育ての親の方たちが寄り添って、一緒に探して として、出自を知る権利を行使したい・産みの親を知りたいと に心強かったとのお話がありました。 梅澤:ありがとうございます。先ほど、宮津さんご自身の体験

るわけではないと思います。宮津さんは、そのような場面では たいと考えたときに、必ずしも周囲に寄り添ってくれる人がい 小学校六年生・中学生ぐらいで産みの親の情報にアクセスし

どのような支援が必要だとお考えですか。

じめますし、私自身も小学校低学年の頃から、 を卒業するぐらいになると、ある程度自分自身の考えを持ちは ら中学校に上がるタイミングでも良いと思っています。小学校 と言われていますが、私個人としては、もう少し早い小学校か 度成長した段階が良いと考えています。大体十六歳ぐらいから に預け入れられたということを理解して受け止めていないと難 しいと思うので、できるだけ早くというわけではなく、ある稈 を自分のものにしていくためには、自分自身のこと、ゆりかご アクセスできる年齢についてですが、産みの親に関する情報 ゆりかごに関す 告知をされてすぐは、拒絶反応というか、

となる存在が必要だと思います。 せないと思います。子どもたちにとって、居場所となる拠り所 なりますので、養親さんだけではなくて周囲の人の協力も欠か う形で対応していかないといけないと思っていますし、子ども の変化・心境の変化はあります。大きな山を乗り越えることに に告知をしたり、産みの親に関する情報があったりすると、小 宮津:難しい話だと思うのですが、養親さんは子どもに寄り添

親を信用できなく

親だけではなく周囲の人が協力していかなければならないと思 くて、フォスタリング機関のような拠り所となる存在など、 す。そのようなときに、恵まれている・恵まれていないではな なったり、一線を引きたかったりという心理もあると思い 養 ま

いと思います。床谷先生、 にアクセスできる人・年齢等について、 ということでお話しいただきましたが、そのほかにも管理情報 **梅澤:ありがとうございました。宮津さんから当事者のご経験** 何かございますか。 お考えを聞いていきた

床谷:情報へのアクセスというところですが、 おける真実に関する情報、というところから、こうした問題 元々、 養子縁組

るかを探すところから始まった、ということになります。 報をある程度追うことができるのに対して、欧米の養子縁組は の内容として、誰が父である母であるというのは核心部分で、 完全養子型で、身元が分らず、誰が血縁上の父であるか母であ 自というのは「どこから産まれたのか」という言葉ですので、 始まっているのですが、 日本は普通養子縁組で戸籍上から情

> 親側の状況変化と、 す。そのような利害の調整を法がする、ということになります。 定の期間を置きます。 子ども側の成長の変化を調整するために、

誰か」という同一性情報なのですが、出自を知る権利における け止められるよう期間を置いて伝えることです。 分が将来どのような病気になる可能性があるのかを知りたいと 父母が誰であるかという情報は伏せられていても良いから、 ろで必要なのは、本人に関することなのですが、一定期間を置 大体十六歳・十八歳ということで議論されています。このとこ いう場合があります。 いて、本人が一定の判断をできるようになり、受け手の側も受 「知る情報の範囲」として、親の遺伝子情報というのがあります。 ドイツでは十六歳、日本の生殖補助医療に関する委員会でも、 これは

きる段階からアクセスできるようにしていくのが良いのではな 題については、基本的には早い段階から、子ども自身が理解で に産まれたのか・どのような子どもであったのかという、 0 いかと思います。 繋がりを置いても考えられる問題もあるので、そのような問 それからもっと身近な当事者に関するものとして、 どの よう

ないとは思いますが、同一性といった相手の人に繋がるものに ついては、子どもが小学生になったら、 このような観点からで言うと、宮津さんのお話とそう変わら まだ少し早いかなというのが、 法学をやっている人間とし 中学生になったからで

まずはその部分が最も重要視されます。

んだ側の情報でもあるので、産まれた側から情報を求める一

産んだ側としては求められたくないということがありま

誰から産まれたか」の逆は、「誰が産んだか」ということで

かと思います。

う一つ下であれば十五歳といったところが基点になるのではな ての感覚です。基準としては成年、その下であれば十六歳、 b

たいと思います。 見交換は一旦閉じまして、 梅澤:ありがとうございました。それでは、パネラーによる意 フロアからの質疑応答の時間に移り

しかったとお話しされていました。 おっしゃっていました。もっと早い段階から少しずつ教えて欲 と。詳しい話を聞けたのは、成人してからだったそうです。成 持つようになったのですが、教えてもらえず何も分らなかった です。そして、中学生になって親がどのような人なのか関心を がいる・いないという認識は無かったそうです。小学校に上がっ てきた方にもお話を伺ったのですが、幼稚園時代は、自分に親 いでしょうか。先ほどお話しした実例の方、私にルーツを尋ね 村田:すみません。今の問題について少しお話ししてもよろし 人して、いきなり大量の情報を知らされたことがきつかったと て周りを見渡したときに、親がいるということを認識したそう

と、この年齢でこのぐらい、というような開示の仕方もあって

りまして、中学生ぐらいに迎える思春期など、日常生活のなか 良いのではないかと思います。 で不安を抱えたり心が揺れたりする時期に突入する、というこ ついてですが、小学校から中学校といったのには一つ理由があ 宮津:すみません、一点だけ。先ほどのアクセスできる年齢に

事者の方や養親さんと接する機会がありました。

とです。私自身も生い立ちを公表してから、実際にゆりかご当

けではなくて、養親さんのためでもあると思っています。 めに告知をすべきだと思っていますし、告知は子どものためだ し引き延ばしになって、二〇歳になったとき、結婚したときに 思春期だと心が不安定で、更に心が乱れて、自分たちのもとを 学生・高校生なのですが、やはり養親さんは告知ができない、 つき方が大きいのではないかと思っています。だからこそ、早 教えてもらってきたことは何だったのだろう、というように傷 て、今まで自分が思ってきたものは何だったのだろう、今まで なります。先ほど村田先生のお話にもあったように、衝撃があっ 離れるかもしれないということでした。そうすると、引き延ば 僕の次ぐらいの子たちは、ちょうど思春期を迎える頃で、中

味でも、告知はできるだけ早い段階で、段階的に行う必要があ しく育っているけれども、養親さんの負担を軽くするという意 番悩まれているのは養親さん自身です。子どもは普通に楽

どう作っていくかは難しいと思うのですが、当事者の声を聞く で知っていく方が良い情報等があると思います。その仕組みを

情報によって、幼い頃から知っていて良い情報と、

成長過程

ると思います。

や里親支援に携わる方々から伺ったことを思い出しました。 うことも聞いたことがあります。そういったことを、養子縁組 すると、親の方も告知馴れをしてくるというか、 を認めることの必要性をお話しいただきました。 や当事者の方から、段階的な告知の必要性と情報へのアクセス 梅澤:ありがとうございます。実務に携わっていらっしゃる方 の方も何度も聞くことによって、より深く受け止められるとい 上手になるということを聞いたことがあります。 また、子ども 説明の仕方が 早期に告知を

でも、どのような内容でも結構です。 すので、どうぞ遠慮なくご質問いただければと思います。 ご質問された方のお名前やご所属等は匿名とさせていただきま 移りたいと思います。どなたからでも問題ありませんので、 では、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。どなたから は、後日『熊本法学』に掲載させていただきますが、その際には、 前をお伝えいただければと思います。このシンポジウムの内容 しご質問がある方は、大変申し訳ありませんが、ご所属とお名 それでは、 時間が参りましたので、フロアからの質疑応答に

以外にゆりかごをつくるという話は進んでいるのでしょうか。 ら熊本に預けにくるという話を聞いたことがあるのですが、熊本 A:法学部のAです。ゆりかごが熊本にしかない現状で、 県外か

> 村田:報道レベルの話になりますが、 進んでいるのならばその現状を教えていただきたいです。 東京と北海道で動きがあ

受け入れたようです。今のところ、 ちゃんポストをつくって、運営を開始しているようです。 ります。東京では、医療法人社団モルゲンロートが赤ちゃんポ すが、その動きを止めていません。今年、二名の乳児を対面で 道は医療機関との連携がないため、 業予定で準備を進めているという記事を読みました。 ストや内密出産をやろうという構想を打ち出していて、 北海道のケースは任意の団体で、公認心理士が自宅で自 自粛を要請していたようで 具体的なものはこの二つに

ありがとうございます。

なります。

Α

梅澤:ありがとうございました。他に何か、どんな観点からで も問題ありませんので、ご質問があれば是非

貫して管理するのが理想とおっしゃっていたのですが、 しやすさが求められるということが分かったのですが、 よろしくお願いいたします。質問が二つほどありまして、まず B:本日は貴重なお話ありがとうございました。Bと申します。 つは今日お話を聞きまして、情報管理の大切さやアクセスの 最近で 国が一 119

くりをするべきなのか、可能なのかが疑問に思います。

るのは理想だと思いますが、実現に向けてどういった仕組みづ と思います。しかも、子どもの非常に繊細な部分を国が管理す はマイナンバーカードの管理が甘かったり、課題が非常に多い き、児相に掛け合ってお話を聞いたとのことですが、実際に児 また、宮津さんのお話の中で、自分の出自を探す旅に出たと ども、ドイツの場合も、内密出産相談所が支えたり、養子縁組 ります。フランスの場合は、県に所属するような組織ですけれ 情報の周辺開示についても、国の組織が関わるということがあ あっせん所やユーゲントアムト(少年局)が中心となって支え るというやり方を、ドイツやフランスも採っています。 に残すものを、当事者同士の交渉で保管したり、開示したりす

思います。 支援するというような二重三重の構造が必要なのではないかと ちがバックアップするような体制で保管する。周辺情報を持っ ては、国が最小限度やり、周辺情報については、関わった人た ご、生殖補助医療で生まれたお子さんの出自情報の管理につい したことで歪みが出てきたといえますが、内密出産やゆりか ているところが破綻するという事態に備えて、都道府県や国が 日本では、マイナンバー制度についても、一挙に進めようと

梅澤:ありがとうございます。それでは一点目は床谷先生にご いと思います。よろしくお願いいたします。 回答いただき、二点目は宮津さんにご回答いただきたいと思い

ます。よろしくお願いいたします。

相に聞いて思うような情報を得られたのかを教えていただきた

たりという状態になります。

のが国の得意な分野です。 で生まれたかという戸籍で書かれているような内容を管理する 性の担保が挙げられます。誰がどこで誰を産んだか、 わりがあるので、国が管理するのに得意な分野としては、 管理するのかと、どこが管理するのかというのは私の中では関 床谷:これまでの話の中にもありましたように、どんな情報を 誰がどこ 同

います。それ以外の周辺、背景事情については、当事者が任意 が管理して、間違いのないように保管するというふうになって フランスの場合も同様ですが、同一性については、最低限度国 ドイツの出自証明書で書かれているのは、そのような内容で、

ます。 梅澤:ありがとうございました。それでは宮津さん、 お願いし

でも分かることがないか、分かることがあれば逐一教えてくだ ら社会調査などをしてもらっていて、その延長線上で何か一つ 話しさせて頂いたのですが、時系列で話しますと、小さい頃か 宮津:出自情報に関しては、先ほど故郷を訪ねる旅につい

情報をもらったという形になります。出自の大半は、 見つかりましたという連絡が児相からあって、写真やその時の なと想像を膨らませながら行きました。その年の冬に、写真が 写真も元々持っていなくて、想像でどんなお母さんだったのか りましたが、大方分からないという感じで故郷を訪ねる旅に出 さいということで、児相と連絡を取ってお願いをしていました。 て、墓参りをしました。お墓の場所は分かったのですが、 小学二年生のときに、母が亡くなっていたということが分か 児相の方 母の

梅澤:ありがとうございました。もう一方どうぞ。

が一生懸命探してくださったものになります。

う状況がありました。

には、当事者の方はもちろん、身の回りの関係者の方や法律 C: 貴重なお話しありがとうございました。法学部のCと申し ることはないかと思って質問しました。よろしくお願いします。 そうではない第三者の私が、問題を解決するために、何かでき なと思いました。お話を聞いていて、問題を解決して行くため 祉の専門家の方が解決できる問題なのかなと思っています。 単純な質問なのですが、私に何かできることはあるのか

ますか。 梅澤:ありがとうございます。特にどなたに、というのはあり

C:当事者の宮津さんからお話を伺いたいです。

宮津:はい。ありがとうございます。やはり、 梅澤:それでは、宮津さんお願いします。 る人たちである当事者が考えるべき問題ではありますが、それ ゆりかごに関

だけではなくて、ゆりかごができた時に必要・不必要という色

んな意見があって、ゆりかごについて話をするのが難しいとい

他人事としてではなくて、自分も関わっている、もしかしたら るだろうか、理解してくれるだろうかという気持ちがありまし そのため、まずは皆さんがゆりかごや色々なことについて、 私自身も生い立ちを公表するときに、社会は受け入れてくれ

うすることで、子どもたちも生きやすく、発信しやすい社会に そういう子どもたちがのびのび暮らせるような社会の雰囲気を もしれないし、残念ながら家庭で過ごすことができない子ども 皆さんの身の回りにゆりかごに預け入れられた子どもがいるか 必要というのは一度抜きにして、まずは自分事として捉えて、 たちがいること可能性があります。ゆりかごの場合、必要・不 なるのではないかと思います。 協力や理解をすることが第一歩なのかなと思います。そ

作り、

C:ありがとうございました。

て、周りを巻き込んでもらいたいと思います。したり宮津さんの子ども食堂を手伝ってみたり、どしどし動いの調子で、こういう問題に興味を持って、シンポジウムに参加の調子で、こういう問題に興味を持って、シンポジウムに参加け出:はい。質問者の方がずっと私を見つめておられるので私村田:はい。質問者の方がずっと私を見つめておられるので私

をお伺いしたいです。

な学生なんですけれども、その調子で頑張ってください。て、ゆりかごの扉の内側まで行きました。彼女は非常に積極的でる)という気持ちを根付かせていってほしいです。関心を持ってもらいたいです。社会的養護(社会で子どもを育関心を持ってもらいたいです。社会的養護(社会で子どもを育

ので、もう一方二方、いかがでしょうか。梅澤:ありがとうございました。まだもう少し時間があります

□・Dと申します。バウアー先生にお伺いしたいのですが、今
 □いただいた資料の十七ページで、子どもが十五歳になったときに、内密出産をした女性が情報開示の拒否を申し立てることができるというところです。実際にドイツは二○一四年から内がまで、ここは考え方の枠組みが比較考量するというところです。実際にドイツは二○一四年から内で留まっているのか、それとも研究者の中では、お母さんが既で留まっているのか、それとも研究者の中では、お母さんが既に他の家庭を築いている場合は情報開示しない方が、お母さんが既に他の家庭を築いている場合は情報開示しない方が、お母さんが既に他の家庭を築いている場合は情報開示しない方が良い、というところうような具体的な考え方まで到達しているのか、というところうような具体的な考え方まで到達しているのか、というところうような具体的な考え方まで到達しているのか、というところうような具体的な考え方まで到達しているのか、というところうようないただいた。

「バウアー:ご質問ありがとうございました。おっしゃるように
 「○一四年五月から開始したシステムなので、子どもの閲覧に
 大学を表表す。手続きとしては、産みの母から閲覧権に対し
 以降になります。手続きとしては、産みの母から閲覧権に対し
 とでいなければならない事情と、子どもが閲覧したいといった
 場合には、家庭裁判所で判断されることになります。女性が匿名でいなければならない事情と、子どもの出自を知る権利のどちらが重要になるのかという判断になるかと思います。立法の
 とでいなければならない事情と、子どもの閲覧に対したいといった

 場合には、家庭裁判所で判断されることがあって、私が読んだ資料では、よっぽどのことがないと閲覧拒否をすることができない、よっぽどのことがないと閲覧拒否をすることができない。

がなければ、 か、という見解でした。 子どもの出自を知る権 利の方が重 要視され えるの

の手続き上の は に関する問題が生じる可能性があります。 人の意思なのか、第三者に圧力をかけられていないか等の そのまま匿名でいたいため、 した場合、裁判としては申立内容の真偽や、 あると考えられます。その場合に代理人を通して異議申立てを ないので、十分理解しているわけではないのですが、 ます。例えば、閲覧権に対して異議申立てをした産みの ただ、具体的な手続きに関する問題は今後も出てくるかと思 細かい問題についての専門的な議論がドイツでは 裁判所に行きづらいという事 私は法学の専門家で 本当に産みの母本 これら 確認 母は 情が

われてい 、ます。

ド二十ページにも少し書いています。

基本的にはバウアー

·先生のお話した通りで、

私

のスライ

をベースにして、子どもについての利害を判断します。 なるのですが、ドイツにも家庭裁判所という制度があって、 ています。個人的なカウンセリングを受けて、子どもの監護権 育についての精神的な科学の知見を裁判官自身が学び、 問題・面会交流に関する問題を扱うときに、 裁判所の担当者は、それなりのキャリアを経て裁判官になっ 日本の家庭裁判所とは異 子どもの心理や それ 家

母

権利というのは憲法で保障されている、 ゥ アー先生もおっしゃっていたように、 というのがドイツ法 子どもの出自を知

K

イツ内での空気感はどのようなものなのか、

国が費用を全額

制

その権利を保障することになります。 にまで至る場合については、子どもの人格権に対応するものと での考え方ですので、基本的には、よほどのことがな して成り立つけれども、そうでない場合にはある程度受忍せよ 母親に関しては、 限り 生命権 は

ということで判断されるのだろうと思います。 家庭裁判所の裁判官の人たちと話したり、 析ができるのではないかと思います。現状これまでのドイ ばそのような事例が出てくるので、もう少し法学者としての 内密出産制度が開始して十年近く経ちますが、 実務を見たりして 五 す

ると、そういうふうに思います。

に思っています。特に、日本はそのような感覚が強いと感じて けることであるという意見が強くなってしまって、どうしても 利を比べると、議論をしていくにつれて、 事情があって、内密出産をしたいという希望があって、 権利が子どもの権利としてあって、母親は予期しない を読んだ際に、内密出産は生命や身体を保護して、 分かりづらいかもしれませんが、ゼミで内密出産についての本 E 親が批判の対象にされやすくなるという実情があるという風 度としてあって、国が費用負担をしているとのことでしたが、 法学部 一つめの質問としては、今のドイツでは内密出産が のEです。私の中でも質問が明確でない 本当の目的は子を助 出 <sub>の</sub> 妊娠等の 自を知る で、

資

知りたいです。 負担しているということに対してどのような意見があるのかを

ます。

こつめの質問としては、日本はどうすべきかということなのような対応をすべきなのか、先生方の意見を伺えたらと思いのような対応をすべきなのときには批判が強くなると思うので、どのすが、今の内密出産の費用を誰が負担しているのか、国が負二つめの質問としては、日本はどうすべきかということなの

かがでしょうか。 内密出産等に対する一般市民の評価について、バウアー先生い梅澤:ありがとうございました。それでは、一点目のドイツの

バウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しいウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しいカー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しいウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しいウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しがウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しがウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しがウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しがウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しがウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しがウアー:ご質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しがウアー:ご質問ありがとうございます。

になってしまいます。

日本での出産費用を全て無料にするという、異次元のやり方

きか、という点について、床谷先生よろしくお願いいたします。るべきか、日本はどのように費用の問題等々を解決していくべ梅澤:よろしいでしょうか。それでは、二点目の日本はどうす

本谷:私のスライドの最後で、内密出産とは折り合いの悪いやり方は、いているのですが、現在の内密出産に伴う費用は、慈恵病院がいているのですが、現在の内密出産に伴う費用は、慈恵病院がいているのですが、現在の内密出産に伴う費用は、慈恵病院がいているが少ないので、今のところ耐えられる負担なのかなと思い件数が少ないので、今のところ耐えられる負担なのかなと思いけった。ドイツの場合は、通常の出産の費用を国が負担するという制度にツの場合は、通常の出産の費用を国が負担するという制度にいる場合は、通常の出産の費用を国が負担するという制度にいて、フランスもそうですが、出産に対する国のお金の出し方が全く違います。日本の場合は、保険適用しましょうかという議論が始まった段階です。保険適用となると身元を明かという議論が始まった段階です。保険適用となると身元を明かという議論が始まった段階です。保険適用となると身元を明かという議論が始まった段階です。保険適用となると身元を明かという議論が始まった段階です。保険適用となると身元を明かなので、内密出産の今後の展望として書味ることによります。

あって良いものだと考えるのであれば、行政の負担、当事者のただ、そのようなことは、内密出産を社会がどこまで認めるか、政治としてもなかなか打ち出せないところなのだと思います。がするのですが、財源をどうするという話になってしまうので、を追求するのであれば、ここまでしなければならないという気

負担、 く必要があるのではないかと思っています。 費用が増えるということですので、設計図をきちんと書いてい そして熊本だけではなくて、全国に作るとすれば、その数だけ ものについても、そういう形で負担を分散しながらやっていく、 もつというように費用分担をしているので、 その半分を都道府県がもち、 国の負担を分ける。 多くの公的保険で半分を国がもち、 最後を企業がもち、 内密出産に関わる さらに本人が

日 ネリストの先生方に盛大な拍手をいただければと思います。 だきたいと思います。最後に、ご登壇いただきました四名のパ ておりますので、本日はこれでシンポジウムを閉じさせていた 梅澤:ありがとうございました。それでは、 はどうもありがとうございました。 時間が少し超過

### 【報告資料①】

## こうのとりのゆりかごと内密出産 ~その展開と展望~

床谷文雄(奈良大学文学部文化財学科 教授) mailto:tokotanif@daibutsu.nara-u.ac.jp

熊本大学大学院人文社会科学研究部主催シンポジウム 「内密出産の現状と課題―子どもの出自を知る権利を中心に」 2023年6月17日(土)

1

### 目 次

はじめに~思いがけない妊娠により苦境に陥った母と子

- 1. 最後の拠り所:「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」
- 2. 内密出産の展開
- 3. 厚生労働省・法務省の「内密出産」ガイドライン
- 4. ドイツの内密出産(confidential birth)
- 5. フランスの匿名出産(anonymous birth)
- 6. 内密出産の法的問題

おわりに~内密出産の展望

### 思いがけない妊娠により苦境に陥った母と子の選択

- ○産まないという選択(人工妊娠中絶) 密かに出産したのち、子捨て(公衆トイレ、コインロッカー)、子殺し
- ○ひそかに子を他人に託する 他人の子にしてしまう(虚偽嫡出子出生届~藁の上からの養子) 安全な受入場所に託す(赤ちゃんポスト、Babyklappe、Safe Haven) 身元を秘匿して病院等で出産し託す (匿名出産、内密出産)
- ○出生届出後に正規の特別養子縁組 児童相談所・養子縁組あっせん所(機関)の支援(妊娠中からの支援も含む)
- ○安心・安全な妊娠継続と出産、支援を受けて自身で子を育てる 3 妊婦健診・カウンセリングサービス等、産後の母子の生活支援

### 赤ちゃんを他人に託す手段

#### > ベビークラッペ (Babyklappe)、赤ちゃんポスト

ハンブルクの福祉団体シュテルニ・パークが2000年4月に設置した赤ちゃん受入設備 Babywiege, Babytür, Babyfenster, Babynest, Lebenspforte, etc. baby box, baby window, baby-hatch, 日本のマスコミ等は「赤ちゃんポスト」を使用するが、 慈恵病院はこのことばに批判的。中世欧州修道院等での回転台・回転籠の現代的再生

### ▶ 匿名出産

妊産婦が氏名を明かさずに病院等で医療支援を受け出産する形態。フランスでは法制 化され匿名が担保されている。ドイツでも行われているが、法制化はされていない

特定の人物にのみ身元を明らかにして病院等で医療支援を受け出産する。ドイツで法 制化された出産形態(Vertrauliche Geburt)の和訳として使用。confidential birth

#### ▶ 匿名引渡し

自宅等で出産した新生児を病院等の特定施設に直接手渡し託す。**アメリカ**各州にある safe haven laws(赤ちゃん避難所法:消防署・警察署などで新生児を受入)

### 1. 最後の拠り所: 「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

- ◆思いがけない(望まない)妊娠をした妊婦が、中絶・嬰児殺・遺棄ではなく、安全な場所に託す方途を提供する方が問題は少ないという考えでドイツ(Babyklappe, baby box)を始め欧米では2000年前後からボックス型赤ちゃん受入設備の設置が広がった
- ◆ハンブルクの取組をモデルとして医療法人聖粒会慈恵病院(熊本市)が 危機的妊娠・孤立出産に苦しむ妊産婦の保護の方策として、相談部門 (いつでも)と預入部門から成る『こうのとりのゆりかご』事業を運営 (2007年5月運用開始から16年間で170人受入)

5

### 1. 最後の拠り所:「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

慈恵病院における「こうのとりのゆりかご」事業

(1) 取組の動機、ねらいは何か

思いがけない妊娠・出産した子どもを受け入れ養育することができない母と子の救済 人目に付かない場所への遺棄や子捨てを防ぎ、安全に預け入れられる場所の提供

(2) 「こうのとりのゆりかご」に託された子どもの保護の流れ

医師による健康チェック、警察への棄児発見申告、市児童相談所への要保護児童通告、 一時保護措置、社会調査、預入者への接触の試み・調査で8割は身元判明

特別養子縁組による家庭養育に移される児童が多い(慈恵病院は民間養子縁組あっせん法に基づく認可された民間養子あっせん機関)

#### 1. 最後の拠り所:「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

#### (3) 実績

熊本県検証会議による定期的な実績の検証、問題点の洗い出しを踏まえて改善2007年5月から16年間で170人の預け入れ(07年度17人、08年度25人、09年度15人、10年度18人、その後減少、21年度は2人、22年度は9人)

預け入れ後の養育(特別養子縁組、里親委託、施設委託、身元判明後に家庭引き取り〔判明した中で2割強〕

(4) 「こうのとりのゆりかご」に対して投げかけられる問題点かえって自宅出産・孤立出産・危険な妊婦の遠距離移動へ向かわせるおそれがある母と子の出産前後のケア(医療、社会的支援)が不十分である子の出自を知る権利の侵害になる

7

### 1. 最後の拠り所:「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

- ◆ドイツ:子どもの出自を知る権利の保障の観点からのBabyklappe批判を受け(2009年ドイツ倫理審議会見解)、新たな仕組み「内密出産」 (Vertrauliche Geburt, confidential birth)が法制化された(2013年成立、2014年5月施行)(⇒バウアー報告)
- ◆慈恵病院はドイツをモデルとしつつ独自の新しい母子救済の仕組みとして、2019年12月に内密出産の受入を表明。2021年12月に1例目の内密出産、以降2023年3月末までに9例が公表されている

#### 1. 最後の拠り所:「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

#### 慈恵病院における「内密出産」の取組

(1) 取組のねらい

危険な自宅等(車中を含む)での出産、孤立出産の回避 事前相談なしでも飛び込める駆込み (未受診妊婦) も受け入れる 子の出自を知る権利の最低限の保障

(2) 「内密出産」の構図

慈恵病院の職員1人(新生児相談室長)にだけ身元を明かす 他の職員・医師は匿名のまま対応する 子の戸籍の取得を行政(国、市区)に働きかける

### 1. 最後の拠り所:「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

(3) 実績

2022年10月までに7人、2023年3月までに9人 一人について熊本市西区長の職権による戸籍編製

(4) こうのとりのゆりかご(預け入れ)と「内密出産」の相違と残る問題 母親の身元の確認方法(学生証等の身分証明書による⇒真実性、継続性の担保) 個人的接触の継続(メール?)

匿名での出産のリスク(帝王切開、多胎児)の認識

出産前後の母子のケア

子の出自を知る権利(手紙等のつながりを残す⇒出自についての疑問解決の細い糸)

### 2. 内密出産の展開

- ◆2020年7月 法務省回答「戸籍事務の取扱いについては、仮定の事実に基づく照会について戸籍法の解釈や取扱いを回答することは困難」
  - 厚労省回答「法令に直ちに違反するものではない」
- ◆熊本市 慈恵病院に対し、法令に抵触する可能性を否定することは困難と指摘して、 内密出産の実施を控えるように要請
- ◆2021年10月 内密出産希望の女性を保護。11月に出産したが翻意
- ◆2021年12月 慈恵病院の内密出産手続による初の出産
- ◆2022年5月 出生地の熊本市西区長による職権記載で戸籍を編製
- ◆2022年9月 厚生労働省・法務省が法務局、都道府県・市(区)町村など関係機関に内密出産に関する指針(ガイドライン)を通知「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」これまで熊本市から受けた照会等に対し個別に回答した事項や、現行制度下における対応等を改めて整理したもの

### 2. 内密出産の展開

- ◆「内密出産」は、身元情報を一切秘匿し得る「匿名出産」(anonymous birth)ではなく、 一部(特定)の担当者にのみ氏名等を明かした上で、病院(医療機関)で出産するもの。 身元情報は一定期間、特定部署で秘匿されるが将来の子への開示を想定する。慈恵病院の 当初案では児童相談所による情報管理を構想したが、現状では新生児相談室長が管理者
- ◆病院は、妊婦に身元情報を明らかにするように説明・説得を尽くす。それでも応じない場合は、最終手段として内密出産を提案する。新生児相談室長にも身元情報を明らかにしないときは、匿名出産を行う
- ◆診療録は仮名で作成する。検診・出産費用は病院が負担する
- ◆母の名を空欄にして医師から出生届をすることを検討したが公正証書原本不実記載の虞
- ◆違法性が払拭しきれず、内密出産実施につき熊本市から法務省に照会特別養子縁組の可能性(母の同意要件の充足)についても照会子の出自を知る権利、児童福祉法、児童虐待防止法、医師法、医療法上の問題につき厚労省に照会(2020年2月)

12

### 3. 厚労省・法務省「内密出産」ガイドライン

#### ◆医療機関

- ・ 「内密出産」希望の母親に対し通常の出産の利点等を説明し説得する。行政機 関の立会いが望ましい。受入を決めた場合には都道府県等と事前に情報を共有す
- ・母親の身元情報を管理する規程を作成し運用する。身元情報の保管管理は永年 とする
- ・管理者、子への出自情報の開示等について規定する
- ・妊婦につき、仮名での診療録(カルテ)等の作成
- ・要保護児童の出生につき児童相談所に通告し、戸籍作成(職権記載)に必要な 情報を提供する

#### ◆都道府県

- 市区町村長・児童相談所と情報を共有する
- ・医療機関での対応に違法性がないか確認する

13

### 3. 厚労省・法務省「内密出産」ガイドライン

#### ◆児童相談所

- ・戸籍作成に必要な情報を市区町村に提供する
- ・子どもの一時保護(児相長による親権の行使)、特別養子縁組(民法817条の6た だし書適用の可能性)の活用等により子の最善の利益が図られるように適切に実施する ・子が将来出自を知りたいと考えたときに出自を知るための手続がとれるように施設・ 里親等に対し、出自を知る権利及び当該権利に基づく身元情報の開示方法、時期等を説

### 明する ◆市区町村

- ・身元を明らかにしない(内密出産を希望する)妊婦に母子手帳を交付する
- ・内密出産で生れた子の母の欄を空欄とした戸籍を職権で(戸籍法44条3項)作成する
- ・戸籍作成後に母からその氏名を記載して出生届が提出された場合、上記戸籍を消除し 出生届に基づく戸籍を作成
- ・医療機関等に対し母が利用可能な施設、サービス等について情報提供。母子に対する 支援に関する児童相談所との連携

### 3. 厚労省・法務省「内密出産」ガイドライン

#### ◆子どもの出自を知る権利について

- ・本通知でいう「身元情報」とは、基本的には氏名、住所、生年月日をいうものである。ただし、妊婦が当該情報を提供することに同意した場合には、これらの情報に加えて、運転免許証等の公的身分証の写しや、本籍地、血液型、職業、健康状態・既往歴等の情報についても、医療機関内で管理することが望ましい
- ・医療機関は「内密出産」を希望する妊婦に対し、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点等について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝える

15

### 3. 厚労省・法務省「内密出産」ガイドライン

子どもへの手紙や希望する子どもの名前、おもちゃ、物品その他子どもに 託す物についても、医療機関等で管理することが可能な旨を説明し、母から提供があった場合には当該提供物について医療機関等で適切に管理し、 子どもに引き継がれるようにする

医療機関内で身元情報を管理できなくなった場合には、所管行政庁とも相談の上で他の医療機関等に引き継ぐ可能性があることを説明しておく ⇒妊婦に生命の危険が生じた場合には、身元秘匿ができない可能性がある

### 4. ドイツの内密出産

#### 匿名による出産と出生の届出

- ◆母は仮名で出産することを認められる
- ◆出産前後の費用は国が負担する
- ◆病院等から妊娠相談所に対して、出産した日時等の事実を通知
- ◆妊娠相談所から養子縁組あっせん所へ通知
- ◆出生の届出は、出生から1週間以内にする
- ◆内密出産の子の場合は仮名で出生登録をすることができる
- ◆届出義務者は親権(配慮権)者である父母の一方または病院等の施設長等
- ◆身分登録所は、子の名と母の仮名を連邦家族市民社会問題庁へ通知
- ◆連邦庁は、相談所から送付された出自証明書の封筒の表に、身分登録所から通知された子の名前を記載 17

### 4. ドイツの内密出産

#### 少年局との連携(官庁後見)による子の保護・養子縁組

- ◆妊娠相談所から、少年局(Jugendamt)に対して、内密出産を 希望する妊婦の仮名、出産予定日、病院等について通知する
- ◆少年局による官庁後見が行われる
- ◆匿名を望む場合は、母の親権(配慮権)は停止する
- ◆養子縁組のあっせん・成立につとめる 内密出産の親は、養子法の適用上、長期行方不明者として取り 扱かわれ同意は不要

### 4. ドイツの内密出産

#### 子の出自を知る権利

- ◆ドイツ連邦憲法裁判所1988年1月18日決定:出自を知る権利は基本法を基礎とする 一般的人格権として認められる
- →匿名出産の制度化は、自己の出自を知る権利を法律が積極的に制約することになるため認められないという批判が強かった
- ◆内密出産制度:出自を知る権利と出生の際における母の自己のアイデンティティ秘匿 の権利の両立をめざす
- ◆16歳以上の子に母の身元情報(出自証明書)の開示を認める
- ◆16年の時を経ても母が自己の情報を子に開示することに反対するときは、家庭裁判所が母と子の利益衡量をして判断 →家裁の裁判官は、極めて難しい判断を迫られる
- ◆内密出産制度は要保護母子の支援者(専門機関)との信頼関係を基礎とし、専門家による助言・カウンセリングの効果を期待するもの
- ※母子の生命・健康の尊重を第一に考え、その下で、母の匿名性を保持することにおける利益と子の出自を知る権利を調和させようとする試み

### 4. ドイツの内密出産

#### 子の出自を知る権利

- ◆16歳になった子が母の出自証明書の閲覧請求をすることができる ⇒その前提としての真実告知についての助言・支援
- ◆子が15歳になった後、子が出自証明書を閲覧することを望まない母は相談所に対して、反対の意思を表示することができる
- ◆妊娠相談所は子の閲覧権(裁判所に訴えることができること)などについて助言する ※**母がなお反対するとき:** 
  - ・母は、妊娠相談所に対し母に代わって訴訟を担当する者を伝える
  - ・妊娠相談所は、連邦庁にその旨を通知する
  - ・連邦庁が子の閲覧を拒否したことを受けて、子は家庭裁判所に閲覧の申立てをする
- ・家庭裁判所は、秘密を守ることにおける母の利益(閲覧によって母の身体・生命・健康・人格の自由・その他保護に値する利益を害するおそれ)と子の利益(子の出自を

健康・人格の自由・その他保護に値する利益を書するおそれ)と子の利益(子の出知る権利)を衡量して、閲覧の可否を判断する 20

135 (熊本法学159号 '23)

### 5. フランスの匿名出産

フランスの匿名出産(accouchement sous X)

フランスの匿名出産制度はフランス革命の頃から認められている。全国的に存在していた「回転籠」によるベビーの受入が20世紀初頭に禁止され、他方で、カトリック国で1975年まで、人工妊娠中絶が認められていなかったため、医療機関における匿名での出産が拡充されていった。①医療施設での出産、②身分関係の成立の制限、③母の身示等情報の国家管理

#### 匿名での医療・出産の保障

誰にでもアクセス可能な周産期医療制度の整備

- ・1941年法:全ての女性は、公的医療施設において、分娩前後の期間、身元を明らかにすることなく無料で医療を受けられる
- ・1986年社会扶助・家族法典:身元の守秘を要求した女性の入院分娩費用は、医療機関所在地の児童社会扶助機関が引き受ける。身元の調査をしない
- (三菱UFJリサーチ&コンサルティング『平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書』参照)年間600~700件 **21**

### 5. フランスの匿名出産

#### 母の意思(同意)による情報の開示

出産後、女性が子どもについて適切な選択をするためのカウンセリング制度 実母は、子どもが後に出自を知りたいと希望するときのために、出自に関する情報(生物学 上の父母に関する情報、生まれた時の状況等)を残しておくことができる 子どもの権利条約の影響もあり1990年代から子の「出自を知る権利」の主張が広がる

・2002年法: 母の身元情報の国の機関による保管と調整を可能とする法律「養子及び国家被後見子の出自へのアクセスに関する法律」

個人の出自へのアクセスに関する国家諮問委員会 (CNAOP)が創設された

封筒に入れて残された母の身元情報は、子によるCNAOPに対する情報開示請求の対象となる ・欧州人権条約抵触の疑い(2003年欧州人権裁判所判決でかろうじて違反しないとの判断)

CNAOPは、子からの出自に関する情報へのアクセス請求、実父母による自分の身元の秘密を解除することを許可する宣言、実父母の尊属・卑属等親族が行う身元の宣言、子が実父母を探しているかどうかを調べる実父母による請求等を受理する

### 6. 内密出産の法的問題

#### 法律上の母子関係の成否と出生登録のあり方

- ◆ドイツ民法1591条(1997年改正)「分娩した女性を子の母とする。」 →分娩により当然に母として子を保護する義務を負うべきところ、新法はこれを 回避し、匿名のかたちでの出産に医療的保護とともに法的安定性を与えた
- ◆フランス民法の母子関係成立における認知主義の役割
- ◆日本法は、法文上はフランス民法と同じ認知主義だが判例による分娩主義を採る
- ◆ドイツのベビークラッペに託された子は「身元不明の子」として行政官庁が命名 し、出生登録する。内密出産の子は母の氏名を空白のまま子の出生を登録する
- ◆日本法上、母不明で届出のない子として単独戸籍を編製する(職権記載手続)

23

### 6. 内密出産の法的問題

#### 児童福祉と養子縁組法との関連

- ◆ドイツ法では、8週間の間、新生児に関して父母の養子縁組同意ができないため、 その間は里親あるいは託児所で預かり、少年局による後見の保護の下で、養子 縁組のあっせんが行われる(ドイツの未成年養子は完全養子型のみ)
- ◆内密出産では、親の親権(配慮権)の停止が規定され、親は行方不明という取扱いとなるため、親の同意は必要がない
- ◆フランス法では、匿名出産の子は国家被後見子等となり養子適格が認められる
- ◆日本法では、親権停止の手続なしに未成年後見人の選任、児童相談所長の親権 代行は困難
- ◆民法817条の6ただし書にいう「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」に該当するか

### 6. 内密出産の法的問題

#### 日本における「内密出産」の整備の可能性

#### ◆内密出産制度の前提条件

妊娠相談の充実(ドイツは人工妊娠中絶との関係で妊娠葛藤相談の実 績がありそれを強化して対応)、仮名での出産・出生登録の認容、母の 出自証明書の管理と子の閲覧規制、出産・医療と児童福祉との連携など 問題が多い

※戸籍に母の仮名記載をすることは戸籍法の原則に抵触するためでき ない

#### 1987年の特別養子縁組制度制定時の議論

⇒戸籍から出生・出産の事実が明らかにならないようにする(事実に 反する戸籍を作成する) ことへの反対意見が強く、二重帳簿方式などを 否定した 25

### 6. 内密出産の法的問題

- ◆ガイドラインでは職権記載の手続を使っての個別対処にとどまる
- ◆棄児の届出(戸籍法57条)を修正して規定を補うべきか
- ◆出生届出の前に養子縁組の手続を進めることができるか
- ◆子の利益の代弁者
- ◆出自を知る権利の実定法化

母のプライバシー権との関係、子の年齢、裁判所の役割等の法制度的課題、 養子縁組あっせんの機能と実績、妊娠・出産・その後を通じた母への支援、 妊娠相談関係機関によるカウンセリングの役割

### おわりに~内密出産の展望

- ➢ 慈恵病院の取組「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」は政府のガイドライン で容認されたかに見えるが、当事者任せで、子の出自の行方が不透明 財政の支援に乏しい 寄附、クラウドファンディング どこまで耐えられるか
- > 慈恵病院が取組のモデルとしたドイツの法制度の運用状況から学ぶべきこと 内密出産制度は総合的支援を含めてはじめて成り立つ
- ▶ 日本に適合した制度になるのか、多くの課題が残る

生まれた子どもを引き受けるだけではなく、出産の前後にわたる母子のケアが重要 身元を明らかにしない出産の方法の承認により孤立・自宅出産等の危険を防止し、 医療的補助を受けることができる体制を築くことが重要

医療の無料提供(保険適用では身元保持が不安定)、医療機関の財政支援が欠かせ ない

子の出自を知る権利の実質的・手続的保障の確立が求められる 27

#### 

- ・阪本恭子「ひとは如何にして子どもを『捨てる』か―ドイツにおける『捨て子ボックスの現状報告』」医療と倫理4号 (2003年)
- ・床谷文雄「匿名出産とBabyklappen-生への権利と出自を知る権利-1 阪大法学53巻4号 (2003年)
- ・阪本恭子「オーストリアにおける捨て子ボックスと匿名出産に関する2001年7月27日の法令」医療・生命と倫理・社会5 号(2006年)
- ・柏木恭典『赤ちゃんポストと緊急下の女性―未完の母子救済プロジェクト―』北大路書房、2013年
- ・渡辺富久子「ドイツにおける秘密出産の制度化一匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて」外国の立法260号 (2014年)
- ・鈴木博人「ドイツの秘密出産法-親子関係における匿名性の問題・再論|法学新報121巻7・8号(2014年)
- ・床谷文雄「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題」阪大法学68巻1号(2018年)6号(2019年)
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング(厚労省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) 『妊娠を他者に知られ たくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究報告書』(2019年)
- ・山縣文治ほか「こうのとりのゆりかごと子どもの権利―内密出産制度への展開の可能性」子どもの虐待とネグレクト21巻 2号 (2019年)
- ・トビアス・バウアー「赤ちゃんポストから内密出産制度へードイツのモデルは日本にも取り入れ可能なのかー」月報司法 書十2019年8月号
- ・シード・プランニング(厚労省2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)『妊娠を他者に知られたくない女性に対 する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究報告書』(2020年)
- ・床谷文雄「母子のプライバシーと権利を守る内密出産ー日本で解決すべき法的・制度的な課題とは-」佐藤拓代編著『見
- えない妊娠クライシス一誰にも言えない妊娠に悩む女性を社会で支える一』かもがわ出版、2021年

内密出産の現状と課題 -子どもの出自を知る権利を中心に-

# こうのとりのゆりかごと 内密出産をめぐる行政の対応

弁護士 村田 晃一 (場所:熊本大学) (実施日:令和5年6月17日)

こうのとりのゆりかごと内密出産をめぐる 行政の対応

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

第3期 内密出産構想が発表されてから

2006年11月9日慈恵病院が「こうのとりのゆりかご」設置計画を発表。

2006年12月15日慈恵病院が熊本市にゆりかご設置に伴う病院施設の変更につき許可を申請。

## 第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

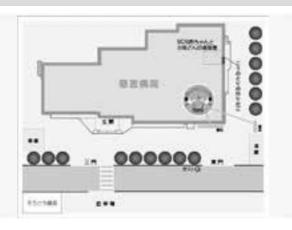
2006年11月9日慈恵病院が「こうのとりのゆりかご」設置計画を発表。

2006年12月15日慈恵病院が熊本市にゆりかご設置に伴う病院施設の変更につき許可を申請。

【医療法】第7条第2項

病院を開設した者が、建物の構造を変更しようとするときに は許可を受けなければならない。

(原文はもつと複雑)



# 第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

熊本市は、庁内に連絡会議を設け、ゆりかごが関係法 令に違反しないかについて国、熊本県と協議。

特に①児童虐待防止法の児童虐待該当性、②母子保健 法の妊娠の届け出義務違反、③民法の親族の扶養義務 違反、④刑法の保護責任者遺棄罪の成否、⑤児童の権利 に関する条約違反

熊本市は、庁内に連絡会議を設け、ゆりかごが関係法 令に違反しないかについて国、熊本県と協議。

特に①児童虐待防止法の児童虐待該当性、②母子保健 法の妊娠の届け出義務違反、③民法の親族の扶養義務 違反、④刑法の保護責任者遺棄罪の成否、⑤児童の権利 に関する条約違反

熊本市長が厚生労働省を訪問して協議。

厚生労働省は、2007年2月22日「直ちに違法とはいえない」と回答した。

7

### 第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

2007年4月5日、熊本市が慈恵病院に病院施設の変更を許可。「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」

2007年4月5日、熊本市が慈恵病院に病院施設の変更を許可。「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」

許可の際、①子どもの安全確保、②相談機能の強化、③公的相談機関等との連携の3条件を付した。

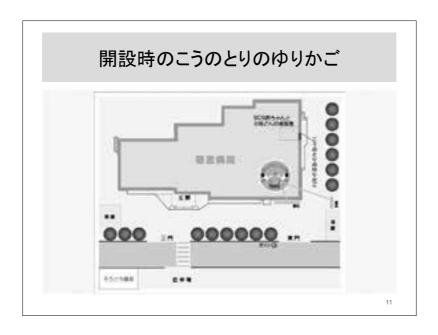
9

### 第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

2007年4月5日、熊本市が慈恵病院に病院施設の変更を許可。「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」

許可の際, ①子どもの安全確保, ②相談機能の強化, ③公的相談機関等との連携の3条件を付した。

2007年5月10日, こうのとりのゆりかごの運用開始。





# 開設時のこうのとりのゆりかご



# 現在のこうのとりのゆりかご



## 現在のこうのとりのゆりかご

2011年1月23日, こうのとりのゆりか ごを新病棟(マリア 館)に移転。



### 第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

### (1) 熊本市の動き

熊本市は、ゆりかごとは関係なく児童相談所の設置を検討していたが、ゆりかご問題が出て、その必要性はさらに高まった。2010年4月1日熊本市児童相談所開設。(政令市移行は2012年)

また、「市の相談体制を強化することで、ゆりかごが使われることがないよう努力したい」と、2007年4月より福祉総合相談室を9人から11人体制にし、「24時間体制」で妊娠などの悩みを聞く専用電話を設置した。

### 第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

### (2) 熊本県の動き

熊本県は、従来から、女性相談センターや児童相談 所で来所や電話での相談を匿名でも受け付けていた が、中央児童相談所に専用ダイヤルを新設して匿名 による相談受付を開始。

17

### 第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

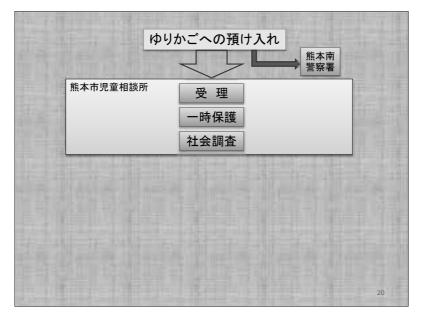
### (3) 厚生労働省の動き

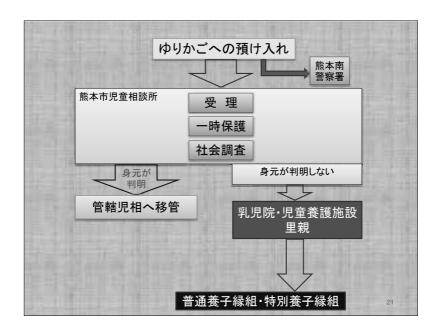
厚生労働省は、ゆりかごを「一般化すべきではない」 として、都道府県などへ、出産や育児に悩む人のため 相談体制の整備などを求める緊急の文書を通知。

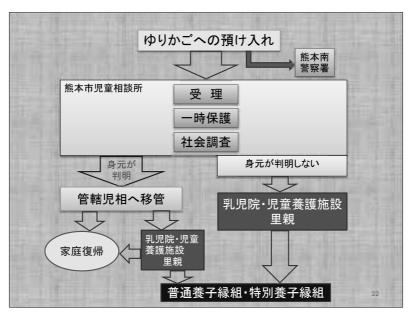
慈恵病院以外に設置の動きがあった場合には、安全面などを精査した上で個々のケースとして判断する考えを示した。

### 第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

- ① 預けられた子どもへの対応
- ② ゆりかごの利用状況の検証







# ② ゆりかごの利用状況の検証

### 短期的検証

2014年まで3か月に1回, 以降6か月に1回中期的検証

23

# ② ゆりかごの利用状況の検証

### 短期的検証

2014年まで3か月に1回, 以降6か月に1回

# 中期的検証

期	期間
第1期	2007年5月10日~2009年9月30日 (約2年4月)
第2期	2009年10月1日~2011年9月30日(2年)
第3期	2011年10月1日~2014年3月31日(2年6月)
第4期	2014年4月1日~2017年3月31日 (3年)
第5期	2017年4月1日~2020年3月31日(3年)

# ② ゆりかごの利用状況の検証

### 預け入れ数 (2022年まで合計170人)

年	人数
2007	17
2008	25
2009	15
2010	18

年	人数
2011	8
2012	9
2013	9
2014	11

年	人数
2015	13
2016	5
2017	7
2018	7

2019	11
2020	4
2021	2
2022	9

年 人数

# ② ゆりかごの利用状況の検証

- 1 預け入れ時の状況
  - ① 人数·頻度
  - ② 曜日・時間帯
  - ③ 性別・年齢
  - ④ 健康状態・身体的虐待の有無
  - ⑤ 両親あて手紙の持ち帰り
  - ⑥ 遺留品
  - ⑦ 事後接触

# ② ゆりかごの利用状況の検証

- 2 家族等の状況
  - ① 父母等の居住地
  - ② 母親の年齢・婚姻状況
  - ③ 父親・きょうだい
- 3 預け入れの経緯
  - ① 出産場所
  - ② 預け入れに来た者
  - ③ 移動手段
  - ④ 預け入れた理由

27

# ② ゆりかごの利用状況の検証

- 4 その後の養育状況
- 5 相談体制•対応状況
- 6 課題・危険性
- 7 ゆりかごの評価
- 8 対応策•要望

# 第3期 内密出産構想が発表されてから

2017年. 慈恵病院が内密出産の構想を発表

2019年12月, 慈恵病院が内密出産の導入を 表明。

2020年,熊本市が法務省と厚生労働省に照会。

2

# 第3期 内密出産構想が発表されてから

法務省は、父母の氏名は空欄で職権で戸籍の記載は可能、母の氏名を秘した出生届が公正証書原本不実記載罪になるかは個別に判断されると回答

厚生労働省は、内密出産の場合には、出自を知る 権利確保のため、身元情報管理や開示方法などにつ き熊本市から慈恵病院に指導するよう回答

# 第3期 内密出産構想が発表されてから

2021年10月, 慈恵病院が内密出産希望者を保護していると公表し、熊本市に対応を照会

2021年11月10日,熊本市は慈恵病院に「法令に抵触する可能性を否定することは困難」「内密出産が行なわれることを前提とした指導はしない」と回答

妊婦が出産後に身元を明かして出生届し内密出産 とならなかった

31

# 第3期 内密出産構想が発表されてから

2021年12月, 内密出産第1例

2022年2月9日,熊本市が慈恵病院に対して内密 出産をしないよう求めてきた方針を変更し、母子支援を協議する場を設けると表明

2022年2月14日, 熊本市が内密出産の子に職権で戸籍を作成する方針を表明

# 第3期 内密出産構想が発表されてから

2022年9月30日. 法務省と厚生労働省が「妊婦 がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明 らかにして出産したときの取扱いについて」を策定

2023年4月1日、こども家庭庁設置

2023年4月1日. 熊本市が「妊娠内密相談センタ 一を開設

2023年5月31日、能本市と慈恵病院で出自を知 る権利のあり方検討会を設置

# 第3期 内密出産構想が発表されてから

2021年12月 第1例

2022年4月 第2例(18歳になったら出自を知らせてと希望)

2022年6月 第3例

2022年7月 第4例(新幹線移動中に陣痛, 病院到着後1時間で出 産)

2022年7月 第5例

2022年8月 第6例(病院到着後20分以内で出産)

2022年9月 第7例(特別養子縁組希望を提出したが迷っている) 2022年11月 第8例(退院後、出産を両親に告白したが身元情報

は秘匿のまま)

2023年1月 第9例(帝王切開,家族の同意なし,両親の氏名と連 絡先を聴いて実施)

## ーおわりー

真剣に聞いていただきありがとうございました。

35



## ドイツの内密出産制度の歴史・現状・課題

熊本大学大学院人文社会科学研究部 トピアス・パウアー

「内密出産の現状と課題—子どもの出自を知る権利を中心に—」 熊本大学大学院人文社会科学研究部(法学系) 2023年6月17日(土)



## 利益相反 謝辞

- ・ 演題発表に関連し、開示すべきCOIはありません
- 本研究はJSPS科研費基盤研究(B)19H01186の 助成を受けたものです

Kumamoto University

## ドイツにおける動向を考察する意義とは?

- 慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」は、ドイツの同取り組みを参考にして導入されている
- 「こうのとりのゆりかご」・ベビークラッペにおいて「出自を知る 権利」が保障されていないことが問題視されたことによって、 代替策としての「内密出産」へ目が向けられるという一連の 動向は、日独両国の類似点である
- ・ (1999年・2000年~)ドイツでは、日本よりも先にベビークラッペ等が全国規模で展開されており、それらが抱える問題や代替策としての内密出産制度をめぐって全国規模で議論されている。その議論には、運営者の他にさまざまな行政機関や福祉団体、学術分野、関連専門団体等が関わっており、見識や経験上のデータ等もまとめられている
- 2014年にドイツで導入された内密出産が定着して、現在は 議論が落ち着いてきている

Kumamoto University

3

# ドイツの内密出産制度の歴史

## 匿名による子どもの委託の諸取り組みの(再)展開 (1999年・2000年)

- 女性が子どもを匿名のまま直接引き渡すことのできる取り組み (anonyme Übergabe)
- 建物の外壁に設置されている扉の奥にある保育ベッドに子ど もを外から密かに預け入れることができる「ベビークラッペ」 (Babyklappe)
- 医療機関で医療的な手当を受けながら匿名で出産して子ども をそのまま置き去ることができる匿名出産(anonyme Geburt)

## 匿名による子どもの委託の諸形態の利用件数と提供する施設等 の数

	利用件数 (2010年5月末まで)	提供する施設等の数 (2009年末まで)
ベビークラッペ	278	72-90
匿名出産	652	77-104
匿名での引き渡し	43	22-26

Coutinho/Krell (2011), p. 133, バウアー (2023a), p. 47 (提供 する施設等の数の最小数は青 少年局への聞き取り調査の結 果であり、最大数はインターネ ット調査の結果である。実際の 数はその間にあると推測され るという)

## ベビークラッペ等に対する主な替否の論拠

## 替成の論拠

## 1. 困難な状態にある母親による 新生児の遺棄や殺害を防止 し、新生児の命を守る

- 2. 妊娠を隠したい・隠さなけれ ばならない女性の助けになる
- 3. 人工中絶の数を減らす

## 反対の論拠

- 1. 困難な状態にある母親は、孤立出産時に 正常な判断ができず、ベビークラッペを利 用することができないと思われるため、遺 棄や殺害の防止につながらない
- 2. ベビークラッペが設置された後でも新生児 の遺棄や殺害の事件が続いている
- 3. 捨て子を助長している
- 4. 妊婦の(母子の生命の危険が伴う)孤立出 産を助長させる
- 5. 匿名性により、預けられた子どもの出自を 知る権利が侵害される
- 6. 子ども売買の恐れがある
- 7. 預け入れの原因となった母親の問題は、べ ビークラッペを利用しても解決されないまま であり、母親の助けにはならない

**€** Kumamoto University

## ドイツにおける出自を知る権利と 関連分野の動向

1988/89年 連邦憲法裁判所決定/判決:基本法第1条第1項(人間の尊厳)と第2条第1 項(人格の自由)を根拠に、出自を知る権利を基本権として位置付ける

「人格および人間の尊厳の自由な発展の権利は、各個人に、各人がその個性を発展させかつ これを守りうるような私的な生活形成の自治的領域を保障する...個性化の要素として血縁は 人格に属する。そして素性を知ることは、各人に、科学的な成果の程度とは関係なく、自分の 個性の理解と発展にとっての重要な接触点を提供する。したがって、人格権は、自分の血縁を 知る権利をも含む」(連邦憲法裁判所判決1989年; BVerfG, Urt. v. 31.01.1989 - 1 BvL 17/87; ドイツ憲法判例研究会 編 (2003), p. 37)

2000年~2004年 匿名による子どもの の諸形態を法的枠組みに納めよう とする法律案が複数回発議されたが 子どもの基本法上の権利(出自を知る 権利)が侵害されることが主な原因です べてが失敗に終わった。

2013年 内密出産の法制化(内密出産

2014年5月1日 同法律の施行

2021年4月1日「養子縁組の際の家族 支援を改善する法律」(養子緑組支援 法)の施行

子どもが自分の出自を知ることができる う、養子縁組斡旋機関が養父母に子 どもの出自の知る権利について、および、 子どもの発達上で出自を知ることの重 要性について情報を提供し、子どもの年 齢にふさわしい形で出自について最初 から告知するように働きかけることが強 調され、養子縁組に関する情報交換・ 接触を可能とするオープンな養子縁組 活動を推進」する (泉 (2021))

2013年 AIDで生まれた人に出自を知る権利を認める判決(ハム高等裁判所) 2017年 「精子提供者登録簿を設置し、 及び非配偶者間での精子使用後に提 供者に関する情報提供を行うことについ て規定する法律」(精子提供者登録法) を含む「非配偶者間精子使用の場合における出自を知る権利について規定す る法律」の可決

2018年7月1日 同法律の施行

## 内密出産制度の制定へ

ドイツ倫理審議会(2009年):ベビークラッペ等の倫理的・法的問題を指摘し、廃止を要求(Deutscher Ethikrat

「一時的な匿名届を伴う子の内密的委託」制度の立法化を求めるドイツ倫理審議会の勧告を受け、ドイツ連邦家 **族省が民間研究所に研究事業を委託した** → ドイツ青少年研究所『ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト』 (2011年: Coutinho/Krell (2011))

- 匿名による子どもの委託の諸形態に関する調査(利用状況、諸形態のそれぞれの手順、預け入れ後
- 結論:法整備によって法的な安定性を保証する必要性、正規の支援制度をさらに周知する必要性、 ホットライン設置の必要性、女性の匿名希望に関するデータの提示(部分的な匿名性)
- 嬰児殺しに関する鑑定(2011年):ベビークラッペは新生児の遺棄や殺害の防止にならない(Thorn
- 非配偶者間人工授精に関する鑑定(2011年):出自を知る権利の問題はベビークラッペ問題と共通し ている(Hövnck et al. (2012))
- → 非配偶者間人工授籍における出自を知る権利の議論の背景(1970年~問題視される→ 連邦憲法裁判所決定(1988 年)と判決(1989年)、ハム高等裁判所の判決(2013年)、連邦通常裁判所の判決(2015年)、精子提供者登録法の可決 (2017年))

ドイツ青少年研究所の調査成果に基づいて → 連邦政府が法案を提出「妊婦支援の拡大と内密出産の規定 のための法案 (2013年)

- 現状に関する問題意識(医療的手当ての確保、全土にわたる支援の必要性、諸支援の周知、法的安
- 妊娠を隠す女性を支援すること、また、関係諸機関が安心して行動できる法整備を進めることは国の 責任であるという認識(+ベビークラッペは出自を知る権利を侵害するという問題意識)

**≪** Kumamoto University

## ドイツの内密出産制度の現状



## 内密出産制度の概要

- 2014年5月に「妊婦支援の拡大と内密出産の 規定のための法律」が施行
- 妊娠葛藤法、またその他の関係法律・規則 (国籍法、届出法の枠組に関する法律、身分 登録法、身分登録規則、家事事件·非訟事 件手続法、民法)を改正
- 立法趣旨は、困難な状況にあるために妊娠 していることを隠す女性に正規の支援制度 への道を開くこと(+ それを通して、子どもの 出自を知る権利を保障する)
- - 1. 妊娠相談の拡充:「困難な状況にいる妊婦」とい うホットラインの設置
  - 2. 相談制度についての周知:ホームページ (www.geburt-vertraulich.de [現: www.hilfetelefon-schwangere.de])を利用した 情報提供、広範囲の啓発キャンペーンを通じて 相談の利用を促進
  - 3. 内密出産制度の導入

(渡辺(2014)、鈴木(2014)、床谷(2018, 2019))



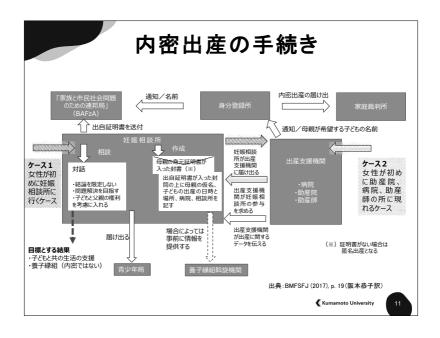
www.hilfetelefon-schwangere.de



www.hilfetelefon-schwangere.de

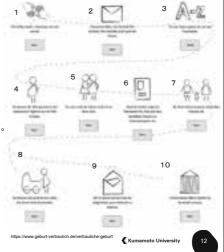
Kumamoto University







- あなたを手助けします。私たちを頼ってください!
- 2. あなたの身元は誰にも明かしません。出産後もあなたの個人情報を守ります。
- 3. 出産前にあなたに仮名を決めてもらいます。
- 4. あなたは、医療的な手当を受けながら安全に出産できます。
- 5. 出産前後、私たちはあなたに付き添います
- 6. 出産後、身分登録所は、あなたが付けた 名前で子どもを出生登録簿に登録します。
- 7. 生まれた子どもは心のこもった人の元で 育てられます。
- 8. あなたが子どもと一緒に暮らすことも選ぶことができます。
- 9. 子どもは16歳になったら出自を知ること ができます。
- 10.特殊な事情がある場合は、あなたは匿名性を保持できます。



## 女性と子の情報を記録する出自証明書 Berstung & Gebert VERTRAULICH Herkunftsnachweis nucl 6.36 House 2 Schill. Kumamoto University

ner (1940-lag omfatt einen Rephanflesselbessichen 4.75 feben Beng Steine Unschlag bei nur von dem Kleit sech Mehmbung (dem gibten untgewehret werden)	
	-1
Name of State	NAME AND ADDRESS OF THE OWNER, WHEN
	-

## 内密出産制度の利用状況

内密出産に至るのは相談利用者の一部のみ(2014年5月~2016年9月) (BMFSFJ (2017年))

ホットラインの 内密出産に関 内密出産の 利用件数 する相談件数 総件数 (相談件数) (妊娠相談所) 238件 11.989件 1.277件

内密出産は月平均約10件が実施されている

(パウアー(2023b))

2014年5月~2023年1月 内密出産1.044件

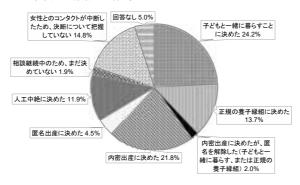
一部の女性は内密出産後に匿名を放棄している(2014年5月~2022年1月) (BMFSFJ&リデー

内密出産件数 928件

そのうち内密出 産後の匿名の 放棄 69件

Kumamoto University

## 2014年5月~2018年12月までの2.249件の内密出産 に関する相談の結果



妊娠相談所のアンケート調査、2015年(n=761)、2016年(n=766)、2019年(n=1,140)、推計 出典: Sommer (2019), p. 11; バウアー(2023b), p. 65

Kumamoto University

## 内密出産制度における出自を知る権利の保障

出

自 証 明 書 の 閱 覧

・子どもが16歳になれば出 自証明書を閲覧できる(産 みの母の氏名、生年月日、

・閲覧の際、養子縁組斡旋 機関のサポートを受けるこ とが可能である(養子縁組 斡旋法第9条)

 女性は(子供が15歳になってから)情報開示の拒否を申し立てることができる。そ の際、家庭裁判所は、身元の秘密保持の継続を希望 する女性の利益と、子どもの「出自を知る権利」を比 較衡量して判断する



・女性の同意が得られる場合は、養子縁組斡旋機関も 相談に加わったり、子ども への個人的なメッセージや (母の身元情報を除いた) 組 田自に関連する情報、手放された理由や遺伝上の父に関する情報等を妊娠相談所が担当の養子縁組斡旋機関に伝えたりすること 斡 旋 機 関

が可能である に ・それらの養子縁組斡旋機 関が有する情報は、子ども ょ る (女性は異議を申し立てることはできない:16歳になるまで養親の許可が必要) 情 報 提

『評価報告書』のデータによると、事例 『評価報告書』のテータによると、事例 研究で把握した222件のうち、半分以 上のケース(58.6%)で、相談所は女性 に関する情報を養子縁組斡旋機関に 提供することができた。

相談所が養子縁組斡旋機関と共に、 年齢、職業、健康状態等の項目を含 んだチェックリストを開発したことも『評価報告書』で報告されている。相談所 での相談において女性の同意が得られた場合には、そのチェックリストを用 いてできるだけ多くの情報を把握し、養子縁組斡旋機関に提供した。

25.2%のケースで女性が子どもにメッセージを残し、14.0%のケースではぬ いぐるみやお守り等を残したことも報告されている。 31.5%のケースにおいて養子縁組幹

旋機関が相談に関わっており、そのう ちの数ケースにおいては、相談所と巻 子縁組斡旋機関が仲介して、子どもを 受け入れた養親と産みの母との間で 情報交換が行われた。その中には、 産みの母が仮名を利用して、子どもを 受け入れた養親と直接の面会が叶ったケースが1件あったことも『評価報告

書』で報告されている。 MFSFJ (2017), パウアー(2023a), pp. 65-66

Kumamoto University

## ドイツの内密出産制度の課題 **€** Kumamoto University 18

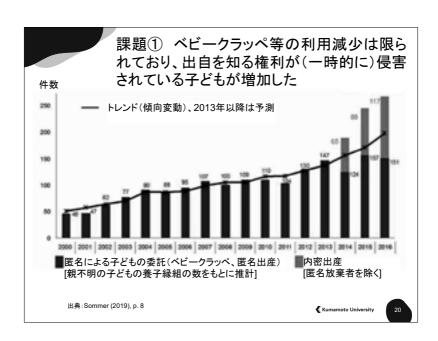
ドイツ連邦家族省『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』(2017年)(BMFSFJ(2017))



- 調査内容:
  - 内密出産制度と相談システムの利用件数および利用者に関する調査
  - 関係諸機関に関する調査
  - 匿名による子どもの委託の諸形態(ベ ビークラッペ等)への影響に関する調査
  - 支援の認知度に関する調査
- 結論:
  - 拡充した相談システムおよび内密出産 制度が無事に導入できた・定着した
  - ベビークラッペ(孤立出産含む)と匿名 出産の利用件数を減らすことに成功した
  - 匿名による子どもの委託の諸形態(ベ ビークラッペ等)の存続意義を認めた

Kumamoto University

19



料

## 課題② 黙認され続けている匿名の取り組み による出自を知る権利の侵害が続いている

従来の匿名の取り組みを中心に活動 する運用団体: 匿名の取り組みの利 用(=出自を知る権利の侵害)につな がるようなPR活動(例:

https://www.babyklappe-vs.de/(2023/06/14))

- (地域における遺棄事件等がきっかけ になり)ベビークラッペの新設が続いて いる(例:https://www.bayernwelle.de/chiemgau-undrupertiwinkel/kliniken-nehmen-babyklappe-in-betrieb (2023/06/14))
- 学術分野および関連専門団体から、ド イツ倫理審議会が勧告したように、匿 名の取り組みを廃止・禁止すべきとい う声(例:pro familia (2017))





Kumamoto University

## 課題③その他

- 父を知る権利(産みの母が父の身元を相談員に対して明 らかにしていたとしても、父の名前は出自証明書に記載さ れない)
- 出自証明書の閲覧に対する異議申し立て(2029年~)に よって子どもの出自を知る権利が過度に制限されることを 懸念する声も(Deutscher Ethikrat (2013))
- 内密出産における出自を知る権利の一時的な侵害は新 生児の遺棄・殺害防止の観点から正当化されているが、 内密出産の導入による新生児の遺棄・殺害の数への影 響は不明。新生児の殺害の統計をとることが求められる (Pabst (2022))

**€** Kumamoto University

## ドイツの内密出産制度から考える日本の ガイドライン(2022年9月)の問題点

- 内密出産の導入と同時に、妊婦支援を検討する・拡充する・利用しやすくする・周 知を徹底する必要性(これまでの妊娠相談内容、匿名の取り組みの利用、内密出 産の利用の分析を活かして妊婦支援の課題を検討し、匿名・内密の取り組み以外 の妊婦・母子支援を拡充する必要性)(分析例:Coutinho/Krell (2011), BMFSFJ (2017)
- 内密出産を必要不可欠な取り組みとみなすならば、全国的な導入の必要性(費用 負担の問題)
- 匿名の取り組み・内密出産の「灯台効果」(バウアー(2019), p. 35)を利用した妊娠 相談の利用促進
- 妊娠相談所の役割と母子支援における内密出産の位置づけ
  - 2段階で行う相談、「結論を限定しない」相談の重要性
  - 内密出産以外の様々な支援レパートリーへのアクセスの保障
  - 相談の質の保証のための相談員の研修・資格等(例:BMFSFJ (2015)、バウアー(2018), pp. 78-133)
  - ドイツの内密出産制度の「成功」の鍵となったのは、既存の妊娠相談所(全国1600か所以上)
- 出自を知る権利の保障
  - 女性の「匿名ニーズ」と子どもの「出自を知る権利」とのバランスと手続(閲覧権に対する異議申 し立て権等
  - 身元情報の管理の在り方、閲覧できる年齢等←出自を知る権利の位置づけ
  - 「出自を知る権利」検討会への期待
  - 熊本市「妊娠内密相談センター」への期待

23

## 引用文献•参考文献

- 童青少年強化法」『外国の立法』289-2, p. 34-35
- ドイツ憲法判例研究会編(2003)『ドイツの憲法判例II』信山
- ・ 床谷 文雄(2018)「ドイツにおける内密出産制度導入の意 ・ Deutscher Ethikrat (2009): Das Problem der anonymen Kindesabgabe. 義と課題 (一)」『阪大法学』68(1), p. 1-21.
- バウアートビアス編(2018)『ドイツの内密出産制度に学ぶ
- バウアートビアス(2019)「赤ちゃんポストから内密出産制
- バウアートビアス(2023a)「ベビークラッペから内密出産 ヘードイツにおける出自を知る権利の議論を中心に」『比 較家族史研究』37, p. 45-75.

『月報司法書士』570, p. 29-36.

- ・ バウアートビアス(2023b)「法制化されたドイツの現状から ・ s 内密出産を考察する」『週刊医学界新聞』2023年4月3日 (第3512号), p. 5
- ・ 渡辺 富久子(2014)「ドイツにおける秘密出産の制度化 匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて『外国の 立法』260, p. 65-82.

- ・ 臭 填樹子(2021)「【ドイツ】児童青少年保護に関する法の・制定―養子縁組支援法、青少年保護法第2次改正法、児
   ・ Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (2015): Handreichung vor Qualifizierung von Beratungsfachkräften der Schwangerschafts(konflikt)beratung zur Umsetzung der vertraulichen Gehurt Berlin
- 鈴木 博人(2014)「ドイツの秘密出産法一親子関係における匿名性の問題 再論』「法学新報』「21(7/8)、p. 163-212. ergriffen wurden. Berlin.
  - Coutinho, Joelle; Krell, Claudia (2011): Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland. Fallzahlen, Angebote, Kontexte. München: Deutsches Jugendinstitut.
- ・ 庆谷 文雄(2019)「ドイツにおける内密出産制度導入の意 義と課題(ニ・完)」「阪大法学』88(6), p. 1-19. Geburt Berlin
   ・ Deutscher Ethikrat (2013): Fragenkatalog für die öffentliche Anhörung zu den Vorlagen zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt Berlin
  - パワナートヒアス編(2018)[FイツのJ内磁田産制度に上分・ -新しい母子教済支援の可能性を探るJ藤本大学文学部 Höynck, Theresia: Zähringer, Ulrike; Behnsen, Mira (2012): Neonatzid. Expertise im 居ahmen des Projekts Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland -Fällzahlen, Angebota, Kortacta <sup>6</sup>. Mulnoher. Dustachse Jugendinstitut.
    - ドイツのモデルは日本にも取り入れ可能なのか」 Pabst, Franziska (2022): Die Regelung der vertraulichen Geburt. Baden-Baden:
      - amilia (2017): Das Gesetz zur vertraulichen Geburt wirkt: Nun müssen v Schritte folgen. https://dgpfg.de/wp-content/uploads/2017/08/pro\_familia\_pm\_vertrauliche\_geburt\_2017-7-24.pdf (2023/06/14)
      - Sommer, Jörn (2019): Aktualisierung von Daten über Beratungen zur vertraulichen Geburt sowie über Auswirkungen des SchwHiAusbauG auf anonyme Formen der Kindesabgabe. Berlin.
      - Thorn, Petra (2012): Donogene Insemination psychosoziale und juristische Dimensionen. Expertise im Rahmen des Projekts "Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland Fallzahlen, Angebote, Kontexte". München Deutsches Jugendinstitut

**€** Kumamoto University

24



## 【報告資料4】

2023.6.17(土) 熊本大学大学院人文社会科学研究部主催 シンポジウム 「内密出産の現状と課題 一子どもの出自を知る権利を中心に一」

## ゆりかご当事者が考える出自を知る権利







こうのとりのゆりかご 当事者 宮津 航一

こうのとりのゆりかご 当事者

## **宮津 航一**(みやつ こういち)19歳

2003年(0歳) 誕生

2004年(0歳) 産みの母が交通事故で亡くなる (生後5か月)

2007年(3歳) こうのとりのゆりかご(慈恵病院運営)に開設初日 預けられる

2007年(3歳) 里親の宮津夫妻のもとへ 2020年(17歳) 普通養子縁組を行う

2021年(17歳) ふるさと元気子ども食堂 開設

2022年(18歳) 生い立ちを公表

2022年(18歳) 熊本県立大学 入学 (現在2年生)



(2

### (参考)

## 現在の主な活動

- 厚生労働省 社会的養護経験者等ネットワーク形成事業 令和5年度「特別養子縁組全国フォーラム」 実行委員
- 九州ブロックファミリーホーム協議会 令和5年度 研究会熊本大会 実行委員 兼 大会事務局
- 熊本県ファミリーホーム協議会事務局兼ホームページ担当 熊本県立大学学生団体「PUKRUN」(陸上同好会)部長
- 熊本県警察本部長委嘱 少年サポーター
   熊本県こども食堂ネットワーク 正会員

- 熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科 2年 他
- こうのとりのゆりかご 当事者普通養子縁組 当事者
- 里親家庭・ファミリーホーム 育ち

## 当事者活動

- 報道関係取材(対面・オンライン・電話)、発信 2022年:100回以上
- 講演活動

2022年:13回

- 2023年:16回 2023.6現在
- ゆりかご当事者・養親との交流、意見交換
- 当事者や関係者との対談・意見交換
  - (特別養子縁組・普通養子縁組当事者の会) ・認定NPO法人環の会 youthの会 志村会長らと 対談
  - ・野田聖子 元こども政策担当大臣と 某シンポジウムに登壇
  - (東京で2024年にゆりかご開設を目指している)
    ・医療法人モルゲンロート 小暮理事長との意見交換
  - (ゆりかご開設時第1次安部内閣官房長官)
  - ・塩崎恭久 元厚生労働大臣との意見交換 (特別養子縁組・普通養子縁組当事者の会 支援団体)
  - ·特定非営利活動法人origin みそぎ代表と 登壇
- (3)

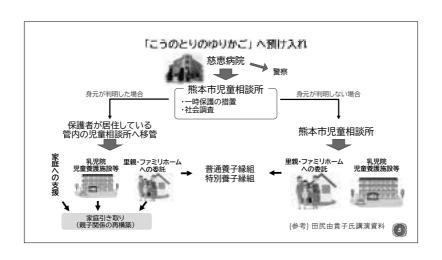
## 現在の「こうのとりのゆりかご」 扉



### 一緒に預けられた服と靴











誰が預けたの?

なぜ預けられたの?

何故 自分だけわからない? 当時の自分は?

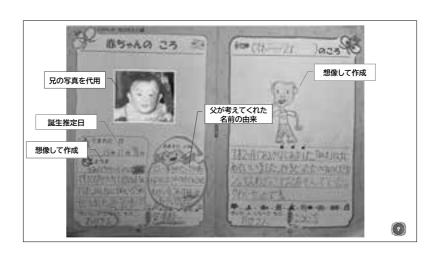
名前は?

血液型は?

生まれたときの写真は?

名前の由来は?







## 真実告知の必要性

こどもに「選択肢」の残すためにも告知は必要

何をどこまで子どもに伝えるか 「事実告知」では無く「真実告知」



## こどもはどのような出自情報を求めている? 〈自分のこと〉 生まれたときの自分の様子は? 名前や誕生日・血液型は? どんな人と関わったか? これまでの生い立ち・現在地までの経緯 〈周りのこと〉 父母は誰?どのような人? 兄弟・親戚は? なぜ「ゆりかご」に預けたのか? \*\*あくまでも私側人の意見です。これを呼い帰庭や作働によっても表別は当然ながらあることを 報告さい

## ご清聴ありがとうございました

(14)